

第二十八回 参議院文教委員會會議錄第十七号

昭和三十三年四月十五日(火曜日)午後一時二十六分開会

委員の異動

四月十一日委員岡三郎君辞任につき、その補欠として秋山長造君を議長において指名した。

四月十二日委員吉田法晴君辞任につき、その補欠として伊藤頼道君を議長において指名した。

四月十四日委員手島栄君、石原幹市郎君及び伊藤頼道君辞任につき、その補欠として吉田萬次君、大谷藤之助君及び吉田法晴君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 湯山 勇君
理事 野本 品吉君
吉江 勝保君
竹中 勝男君
常岡 一郎君

委員

有馬 英二君
川村 松助君
林屋龜次郎君
三浦 義男君
秋山 長造君
高田なほ子君
松永 忠二君
大和 与一君
吉田 法晴君
加賀山之雄君

國務大臣

文部大臣 松永 東君

政府委員

文部大臣官房 齋藤 正君
総務参事官 齋藤 正君
文部省初等中等教育局長 内藤馨三郎君
文部省管理局長 小林 行雄君
事務局側 常任委員 工樂 英司君
会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選
○教育、文化及び學術に関する調査の件

○道德教育の実施に関する件

○義務教育諸学校施設費国庫負担法案(内閣提出、衆議院送付)

○盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○学校教育法等の一部を改正する法律案(松永忠二君外二名発議)

○公立の高等学校の夜間課程の教職員に対する夜間勤務手当の支給に関する法律案(吉田法晴君外二名発議)

○女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案(高田なほ子君外二名発議)

○産業教育振興法の一部を改正する法律案(竹中勝男君外二名発議)

○派遣委員の報告

○委員長(湯山勇君) これより文教委員會を開会いたします。

委員の異動について報告いたしました。四月十一日岡三郎君が、また十二

日には吉田法晴君が委員を辞任され、補欠として秋山長造君及び伊藤頼道君が選任されました。また、十四日には伊藤頼道君、手島栄君及び石原幹市郎君が辞任され、その補欠として吉田法晴君、吉田萬次君及び大谷藤之助君が選任されました。

以上であります。

○委員長(湯山勇君) 本日理事有馬英二君、松永忠二君から、都合により理事辞任の申し出がありました。これを許可することに御異議ございませんか。

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

この際、理事の補欠互選を行います。互選の方法は、先例により、委員長の指名によりたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

それでは、委員長は、理事に吉江勝保君及び竹中勝男君を指名いたします。

○委員長(湯山勇君) 先刻開きました委員長及び理事打合会の経過について報告いたします。

まず、懸案になっております教職員の勤務評定に関する参考人につきましては、種々協議いたしました結果、すでに委員会で決定をみております基本線に従って、委員長において再交渉し、できるだけ早く実現をはかることに意見の一致をみました。

次に、本日の日程といたしましては、四月一日の委員會において議題といたしました道德教育の実施に関する件につき、引き続き質疑を行い、次いで現在本審査になっております法律案、政府提案のもの二件、本院発議の四件について提案理由の説明を求めることにいたしました。そのあとで、先日行われました委員派遣の報告を行い、あわせて義務教育諸学校施設費国庫負担法案の質疑を行うことにいたします。また、時間が許せば著作権法の一部を改正する法律案、その他の審議に入る予定であります。

なお、社会党の理事からなるべく早い機会に文教政策について総理大臣の出席を求めたいとの強い要望がありましたが、本件については決定するに至りませんでした。

以上、報告の通り取り運ぶことに御異議ございませんか。

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。

その際に速記録を取り寄せてなお質疑を続ける、こういうことになっておったのであります。その後大臣のあいさつ要旨、それから初中局長の説明要旨をいただきましたが、全部であるかどうかはわかりませんが、そのとき言われたおまな点は、この中に入っておるかと思うのであります。この要旨、それから先般の委員會の大員及び内藤局長に対する質疑を通じて、大臣と内藤局長の意思表示、あるいは答弁の間には、食い違いがあることは明瞭であります。それはたとえ教科書の検定問題、あるいは施行規則の改正、あるいは拘束力があるかないかという点について、二人の御答弁の間には、明瞭な食い違いがございます。これについてこまかい点はあつても何うといまして、大臣それから局長から、この食い違いについて遺憾の意を表明せられるかどうか、まずお伺いをいたしたいと思います。

○國務大臣(松永東君) 御指摘になりました食い違いがあるということですが、どうも読んでみましても、私の頭が悪いのかもしれないけれども、別段食い違いはないと思っておりますが、どういふ点が食い違っておるのでしょうか。

○吉田法晴君 一番顯著な例からあげていったのですが、教科書を検定にする云々という点については、大臣はそういうことは考えておられぬ、こういう明確な答弁がこの前ございました。それから内藤局長のお茶の水大学での説明要旨の中には、この措置で十分であ

ると確信しておるが、それでもなお弊害がある場合には、という条件がついてはおりませんけれども、将来それを検定にすることも問題になるであろう、こういう言葉が述べられておるし、それからこの前の答弁を見ましても同様な、新聞によってありますけれども、意見が述べられておる。その点については松永文部大臣は検定制度というものは、私考えておられ、検定制度の復活は考えておられ、こういうことであります。大臣から一つ御答弁を願います。

○國務大臣(松永東君) どうも吉田さんのおっしゃるような私たちの食い違ひがあるとは思わないのですが、私はもうあのときも、検定とか何とかという問題については、一つも触れておりません。また、これは将来どうなるかわからない問題ですから、触れるはずもございません。ところが、内務局長のを見てみまうというところ、将来はそういうことは教育委員会の承認を要することになっておるとか、それをやるといふようなことは何も言っておりません。ですからこれは将来のことですから、やるというのを断言したわけではないから、別段食い違ひがあるとは思えないのです。

○吉田法晴君 検定制度を復活する意思はないと全く言い切られる、大臣は。そうすると内務局長の方は、将来の問題であるけれども、あるいは将来検定にすることもあり得ると、こういうことは言われておるのですから、そこには答弁の食い違ひがはつきりあるんじゃないですか。あるいはたとえば指導要領の変更についても、大臣はまだ決定しておるわけではない。こうい

うお話をされるが、片方は学校教育施行法規則を改正して道徳を教科として実施したい、こういう意向がはつきり述べられておるのでありますから、これは両者の間には答弁の食い違ひがありません、あるいは拘束力がないと大臣は本会議で答弁されておる。それからこの前のときもそうであったと思うが、ところが、内務局長はこれは二カ所でありまして、拘束力がないのはおかし。で最後には、県教育委員会や市町村教育委員会は、指導を徹底して全国津々浦々に行われるよう要望する、こういう強い言葉で言われておつて、返上はあり得ない、拘束力はないという大臣の答弁を、裏からでありますけれども、否定する発言がなされておることは、これは全部を見れば明らかになっておると思ふ。それを言わなければならないけれども、初中局長の発言の大半がそれに注がれておる、こう考えてもよからうと思ふ。三点について明らかに食い違ひがございます。違ひのどこか。

○國務大臣(松永東君) 私はその当時、私のその当時の気持ちを率直に申し上げたつもりでおります。しかししてそれは本会議でも、委員会でも終始申し上げておる。さらにまた、内務局長の答弁もやはり同様で、私とちつとも食い違ひはないと私は思つております。それは将来のことは、また委員会とか何とかそういう正規の手続を経まして、そうして変更する場合もあるであらう。しかし、あの当時並びに現在においても、私の意思は變つておりません。ですから私の主張と私の考

え方は今申し上げた通りでございますが、内務局長のその当時答弁いたしました答弁、あるいはそのお茶の水のあそこでも申し上げたような趣旨は、内務局長から直接に御答弁申し上げた方がよろしいかと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 最初に、施行規則の改正の問題が出ましたけれども、この施行規則の改正につきましては、大臣もたびたび申し上げて、たゞしやうと思ふのであります。これは三月十四日でございます。それからそのほかに、衆議院の予算委員会では二月二十日に門司委員の質問に対して、私からもお答えいたしました。なお、三月二十六日衆議院の文教委員会では野原委員の質問に対して大臣が施行規則の改正については言明していらつしやいます。なお、二月二十七日の文教委員会が松永委員の質問に答へまして、これは私から施行規則の改正はお話したしております。なお、高田委員の質問に對し、文部大臣は同日同じように施行規則の改正及び指導要領の改正について言及していらつしやるのであります。なお、松永委員の質問に對しても、同様に大臣からこの点はお答えになつております。なお、三月二十八日の参議院本会議におきましても、特に松永委員の質問に答へて、文部大臣より将来学校教育法施行規則を改めて道徳の位置づけを明確にいたしたいと、こういうふうな御答弁になつていらつしやいます。この施行規則改正云々の問題につきましては、国会における大臣の言明、あるいは私の申し上げた線と、お茶の水の会議は全然食い違つてないと思はれておるのであります。

な次に施行通達の法的拘束力の問題でございますが、これは私も大臣も、法的に拘束力のないことは申し上げておるのでございます。私どもとしては、指導助言を、できるだけ実施していただきたいということを要望しておるのであります。施行規則の改正をして法的に拘束力があるなら、私どもは要望する筋合いでなくて、むしろ当然指示も、命令すべき立場だと思ふのであります。もちろん、この指導通達というものが、将来改正を予想されるのでございまして、この中は、やはり私どもは、国の基準と考へておるのでございまして、こういう点から私どもは施行規則を改正して、学習指導要領という形になれば、それは守る、文部大臣の通達なら、これは守らなくてはならないのだ、こういう考へ方は、形式論ではないかと思ふのでございまして、私どもとしてはいかなる通達も、ぜひ守つていただきたいと思ふ。また、その熱望するものが、文部当局の立場だと思ふのであります。この場合に私どもとしては、できるだけ通達で実施をしていただきたい、こういうふうな申し上げたのであります。

いま一つは、教員組合の諸君、あるいは各々が、道徳教育返上ということは許されぬと申しましたのは、教育課程の編制権はこれは教育委員会にございまして、教育委員会がやらんといふことは、これは法的拘束力がないからやらんといふこともあり得る。しかしながら、教育委員会がやるという意思表示をした場合には、学校では返上は許されぬ、こういう意味に申し上げたのであります。

それから最後の副読本の検定についてお尋ねがございましたが、これは目下のところ、私どもも検定を考へております。なぜかと申すなら、私どもは教科書を作ること自体に賛成してないものでございまして、教科書になります。昔の修身に返るおそれもございまして、できるだけ教育方法については幅を広くしたい。そこで教師の説明なり、あるいは物語なり、あるいは読み物なり、あるいは映画やスライド、テレビ、あるいは放送、あるいは、日常の子供たちの作業、あるいは身近な生活、こういうものを通じてできるだけ広く子供たちの生活の中から道徳教育を導いていただきたい、かように念願するものでございまして、教科書を使うことは本来の趣旨ではございません。そこで、いろいろ副読本が出て弊害があることも皆さん御承知の通りでございますが、私どもは特にこれを教科書に準じて使わせるような場合には、教育委員会の承認にかからしめたい、こういう指導通達をいたしたのでございまして。しかしながら、なおそれでも弊害が予想されるならば、今後断たないなら、そういう副読本の検定というふうなことも考へられると思ふので、そういう問題になるという意味で提起したわけでございます。今現在私どもは検定制度を考へておるわけじゃないのであります。むしろ、この点も私と大臣の間食い違ひがないと、かように考へておる次第でございます。

○松永忠二君 その点は、私はやはり拘束力の問題については、食い違ひがあるのじゃないか。あなたがお茶の水で言われたところに、この通達に準拠

していただきたいということを言われ
ておる。この通達、どういふ通達か
という、この前私が指摘をした通り
に、道徳の時間を特設し、道徳指導の
充実をはかることとする。それから小
学校及び中学校に準じて実施すること
とするというふうに通達が出ている。
実施することとする、実施するとい
うことが、あくまでこの通達に準拠
していただきたいということになれ
ば、これはやはり拘束力あるものとし
て通達をやられておるわけなんです。
ところが、大臣は二月二十七日にこ
ういふことを私の質問したのに答えられ
た。全国に通達はいたしますが、全国
の都道府県になるべくこれを一つ賛成
してもらって御採用願いたいという希
望は、もちろん持つておることだけは
御了承願いたい。それから試験的に
やつてもらって、そして八月に学習指
導要領がでますまでの大体の全国の
空気、全国の世論等も参考にに入れて普
通したい、こういうふうに言われてい
る。そうなつてくると、試験的にやつ
てもらって、それで大体の全国の空気
や全国の世論等も参考にに入れて、そ
うして学習指導要領ができたならばとい
うことだと思ふのです。ところが、あな
たの言っているのは、あくまでもこの
通達に準拠していただきたい。それで
その通達は実施するということなんで
すからね。あくまでこれをやれ、通達
通りやるのだというのだから、これは
もうだいたい拘束力あるものとして、あ
なたは発言をされている。そこが違
うと私たち言っているのです。どうなん
ですか。

ていただきたいと思ふのでございま
す。ですからこれは特に学習指導要領
の一般編の運用基準について、文部省
が示したわけでありまして、ですからこ
れはどいう形になるかとおっしゃれ
ば、法形式は指導助言の形式で、施行
規則とか、あるいは学習指導要領の形
をとっていない。これは明瞭でござい
ます。しかしながら、中身につきましては、
私は私どもはこの道徳の実施要領とい
うのが、これが将来改正を予想される
道徳教育に関する指導要領の骨子にな
るものでございまして、これに準拠
していただきたい、もちろんこれに準
拠しても相当幅があるわけではござい
ます。あれをやる場合に、どういふ
に区分しておやりになるか、これは教
育委員会でおきめになることであり、
また学校でいろいろ計画されると思
う。非常に幅のある通達でございま
すから、準拠するということは一向差
しつかえないのではなからうか。やる
以上は、あの方式でお考えをいただき
たい、こういう意味に申し上げたので
あって、大臣が申し上げた法的拘束力
云々の問題とは、私直接関係ない
と思っております。

○政府委員(内藤三郎君) 私どもと
しては、文部省から出す通達は、守つ
ていただきたいと思ふのでございま
す。ですからこれは特に学習指導要領
の一般編の運用基準について、文部省
が示したわけでありまして、ですからこ
れはどいう形になるかとおっしゃれ
ば、法形式は指導助言の形式で、施行
規則とか、あるいは学習指導要領の形
をとっていない。これは明瞭でござい
ます。しかしながら、中身につきましては、
私は私どもはこの道徳の実施要領とい
うのが、これが将来改正を予想される
道徳教育に関する指導要領の骨子にな
るものでございまして、これに準拠
していただきたい、もちろんこれに準
拠しても相当幅があるわけではござい
ます。あれをやる場合に、どういふ
に区分しておやりになるか、これは教
育委員会でおきめになることであり、
また学校でいろいろ計画されると思
う。非常に幅のある通達でございま
すから、準拠するということは一向差
しつかえないのではなからうか。やる
以上は、あの方式でお考えをいただき
たい、こういう意味に申し上げたので
あって、大臣が申し上げた法的拘束力
云々の問題とは、私直接関係ない
と思っております。

○政府委員(内藤三郎君) ...
○松永忠二君 いやいや、あなたに聞
いては、文部省としては、あく
までも一つこの通達を守つてもらいた
いという気持で出したことは間違いな
い。しかし、おのずからそれは守らぬ
でも、法的拘束力がないというこ
とは、都道府県の委員会がみんな百も
御承知であります。でありますから、
その表現の仕方が、少しあなたが言わ
れた通り、あくまでも守つてくれと言
わぬでも、向うが守らぬでもいいとい
うことは、ちゃんと知つておるのです
から、そういう拘束力がないというこ
とは知つておるのですから、そこま
でこまかくつけ加えて出さぬでも、向
うが知つておるのですから、指導助言
をするのだというところは、知つておる
のですから、ですから、これに反する
という禁固三カ月に処するとか何と
やつてみたつて、そんなことは何にも
ならない。ですから、それは多少言葉
の表現の仕方が悪かつた点もあるか
もしれませんが、決してそれは私の
意向と内閣局長の意向が、そ
う違つたもんじゃないというこ
とを特に御了承願いたい。

○大和与一君 閣下。大臣にお尋ね
しますが、この前内閣と連合委員会を
やりましたね。そのとき私がやはりこ
の通達について質問しているのです。そ
れに対して大臣が今おっしゃつたよう
に、文字通り助言、指導だから拘束力
もないし、実行しなかつたつていい
だ、こういうふうにはちゃんと書い
て、お説の通りだというふうに書いて
あるのです。それだつたら、内閣局
長はこんなところで通達のことにつ
いて、ことさらに言わなかつたつていい
のです。何も、これを言つていいの
に、自分の考へているところをぜ
ひと押しつけたつて、こ
ういふ野望が
出ているから、けしからぬと言つて
いるのです。そうじゃないですか。あな

たの方でそんなことは言わなかったって百も承知なんです。今あなたのおつしやった通り、通達を守るのが当りまえたこと、そうすればことさらに、助言指導であるのだったら、上からまたこれにおつかふせるようなことを敷衍したり、あるいは誇張したりする必要はないじゃないか。それだったらなぜしたのか。局長からそんなことで通達について触れたのは、要らぬことを言つたのだと、こういうことをお認めになるのだったら、大臣からその点おつしやつていただきたい。

○國務大臣(松永東君) 私は要らぬこととは思わぬのですがね。やはりあなた、いやしくも役所から出す以上は、真剣になつて出しているのだから、その出した通達を受け取つた方は、ぜひ一つこれをやつてもらいたいという熱意を示さなければ、その通達を受け取つた人に、ああ、やつてもよければ、やらぬでもないのだなというふうな気持ちを持たすような通達じゃ三文の値打もないから、通達を出す以上は、その通達にけんけん服膺とまではいかぬでも、とにかくまあ通達を守つてくれるくらいな熱意を持つてくれるように出したものじゃと思うのです。ですから、やはり私がもう繰り返し申し上げておる通り、拘束力はない。従つて都道府県の委員会のお方々でよろしいように一つ善処してもらいたい、こういう意味合いです。

○大和与一君 たとえばこの、日教組では通達に法的拘束力はないということとをたてに、通達を返上するといふ動きがある、きまつてもないのに……これはまさに挑戦ですよ。こういう言葉を使わぬでもいいじゃない

か。それから具体的に言つて、この前の勤務評定のときに、やはり内藤局長は通達を出したわけですね。それは団体交渉の対象でないというところが書いてあるのです。これはだれが見てもそういうものだといふことである場合は別として、相当これは法的にも疑義があるわけですよ。それを一応団体交渉なり何なり、勝手にきめてばあつと流してしまふ、それを一生懸命いいこととして守らうとしている。それがために、現在全国各都道府県においてどんな混乱が起つてゐるか。ハン・ストをやろうとしている、大集団の陳情をやつてゐるの、そんなでもない混乱が起つてゐるのです。それをすましておいて、そういうことは当然やらなければいかぬと、こういうことは私が言ふのじゃなくて、この前の週刊新潮だかに書いてあるのです。内藤さんはどんなえらい人か知らないけれども、大臣も政務次官もへのかっぱだと、もうまさに文教政策を壟断してゐるといふ、こういうふうなおそろべきジャーナリストのやや正確な記事が出てゐます。私はその意図があつちや困るというところを、あわせて心配しますから、やはり大臣もよほど局長にもいい意味の御指導をなされぬと、やはり言葉になつて出てきています。だからそういう点を、あなたのおつしやることはわかるのだけれども、こんなものを、ことさらにこれに触れなくてもいいので、そのために混乱が起つてゐます。すいぶんあつちやに起つてゐる。御承知だとは思ふけれども、そのことについてはつきり自分の方できめなかつたから、あとはもう下の方でやるのだと、こう言つて、責任のがれ

をしてゐる。実際は下の方へは強力にやつておきながら、実際は情勢は全部知つておきながら、それは向うにまかしておるのだと、こう言つて、こんなところの講演に行く、あくまでこれはやらなければいかぬと、こういうところに、やはり政治……、おたくの方の指導に対して、下部にいたずらに混乱を起すというおそれがある。それは世論的にも、あるいは対象となる相手方からも相当強い批判もあるし、反対意見もあるのだから、それを十分聞いてやつてくれといふことを、僕らはお願いしてゐるつもりなんです。それが、ないのだったら別だけれども、はつきりと百人の者、一万人の者、十万人の者が集まつた場合に、半分以上も対象となる人が、これは困るということ言つてゐるのだから、これは十分慎重に話し合ひをしてからやろうじゃないかと、こういうこれくらいにの氣持になれば、通達に対していたずらにこれを上からぐんぐん押えるような言ひ方をせぬでもないし、また、ことさらに敷衍をして言つたり、あつちこつちでほらを吹かぬでもないと思ふ。そこら辺におせつかいが多過ぎる。それはおせつかいだけではなくて、意図するところが、どうも少し強気に上から、どうしてもやつてもらわなくちゃ困ると、こういうふうなやり方が出てゐるからけしからぬと、こういう氣持を持つてゐるわけですよ。

○國務大臣(松永東君) 大和さん初め皆さんの御主張、まことによくわかりました。今後、省から出します通達については、私も相当注意いたします。特に、その表現の方法等についても留意をいたしまして、かくのごとき誤解の起らんようなことに努めたいと存じております。

○吉田法晴君 ちょっと関連して。通達について云々といふことですが、これは、内藤局長があなたが歸られたあとで説明をしたのかもしれないが、その説明の内容が問題になつてゐるわけですが、内藤局長その他文部省の責任者が、大臣の答弁なり、あるいは発言と違つたような発言をすることについては、これは今後そういうことがないようにいたしたい、こういう意味でしようか。

○國務大臣(松永東君) もちろん、その通りでございます。そうせんといふと、あなた、二途に出るといふと、適従するところがわからなくなりますが、ですから、それはいやしくも今後、はそういうことのないように、表現の方法についても留意したいと存じております。

○吉田法晴君 それでは、先ほどから問題にしましたような点について、大臣は、局長の発言が大臣の答弁と違つたと思はれるような発言があつたと、こういう点もお認めになるわけですか。(今後のことだよ)と呼ぶ者あり)

○國務大臣(松永東君) これは、私はそれは考えないんですけれどもね。見る人の考え方、そういうふうな誤解を受けるようなことがあつたことは、まことに遺憾だから、これから先、そういう表現の方法がないように留意すると、こういうことを申し上げてきたわけなんです。

○吉田法晴君 大和君から週刊誌を引いての御質問もございましたが、私どもも、これは私が直接聞いたことではございませんが、内藤局長が、私にでは

ございますけれども、大臣はめくら判のほうよろしい、大臣は自分たちのやりっぱなしでやるよりなのをお認め願ひのがよろしいと、まあこういう趣旨の発言等があつたやに聞くのであります。で、このお茶の水の会合の際における発言についても、私は、そういう精神が内藤局長の腹の中にあると思ふ。そういう点は、これは過去の分までも含んで許されることではないと、こういう工合にお考えになりますかどう、重ねて質問いたします。

○國務大臣(松永東君) これは、何です、少し出過ぎた言ひ方をする——これも表現の方法が悪いかもしれないけれども、けれどもね、内藤局長ももちろんですが、文部省の連中は、その私をばかにしちゃいませんよ。(笑聲)相当私の言ふことも聞いてくれております。ですから、今あなたの御説のように、そんな、どうも、つんばさじきにおきやいか何とかいふ考えを持つてくれておらんと思ふ。ただし、その表現の方法が、誤解を招くようなおそれがあつたようなことがあるとすれば、これは今後私は大いに留意しようといふふうに考へております。

○高田なほ子君 重ねてお尋ねします、今、文部省は、各市町村の、各県単位ですか、教育委員会に対しての指導助言をかなり厳密にやつていらつしやるのでしょか。その指導助言は、法的拘束力がないと表現してゐるんですけれども、かなり拘束力を持つた指導助言がされてゐるに思ひますが、法的拘束力がないといふことに對して、行政的にこれを強制するといふ方法は、私間違つてゐるんじゃない

かと思ふんです。どういふような考え方で、県の教育委員会に、法的拘束力のないものを行政権として拘束をさせているのか、今どんなふうにおやりになつていらつしやるのか、説明していただきたい。

○政府委員(内藤三郎君) 法的拘束力の問題ですが、私どもは、教育行政上正しいと思ふこと、あるいは適切であるといふことについては、いろいろと教育委員会に指導助言いたします。それは、もちろん、法律上許されておる範囲でございます。従つて、法律に反するような指導助言は、もちろんいたしません。従つて、私どもは、できるだけ指導助言で事が済むことを希望しております。しかしながら、場合によつては、法律を制定して強制しなきゃならぬ場合もあるかと思ひます。私どもは、法律ではつきりいたしません。これは明瞭に措置要求なり、あるいはその他の強力な手段に訴へてその実現をはからなきゃならぬと思つております。しかしながら、法的拘束力のないような場合の指導助言につきましては、おのずからそこに限度があると思ふ。私どもは、もちろん教育行政が正しい姿において実施せられることを希望し念願いたしております。ですから、できるだけ指導助言でその目的を達するようにしたい。しかしながら、そこに一つの限界がある。あくまでもこれを強制せよといふところまでは、指導助言では参らんと思つております。

○高田なほ子君 いや、今の精神はわかるんですが、そんなら、あくまでも各県並びに市町村教育委員会の自主的な判断といふものをもとにしての指導

助言だといふふうに、今私承るわけなんです。そうなる参りますと、文部省の行政権の行使といふ点については、事教育委員会に關する限り、なかなか今回の道徳教育に關する限りは、県並びに市町村の教育委員会の自主的な判断といふものが中心になる。従つて、文部省の言ひ指導助言といふものは、拘束力をやはり持たない、自主的な判断に基いて行われるものである。こゝういふふうに私考する。こゝういふ考え方を前提にして、今文部省としては県あるいは市町村の教育委員会に対して具体的にどういふような指導をしていくか、これを聞いていくわけですね。私が聞く意味は、東京都の例ですけれども、東京都あたりでは、手引書といふものを、もうほとんどこしらへて、それとしてそれを各学校あたりにおろされる段階じゃないか。おろされたものは、これはむしろ現場の教師は強制的にそれを守るように措置されてきているように私思ふ。ですから、筋としては、文部省は法的拘束力はない、市町村教育委員会の自主的な判断にゆだねるというけれども、現場の先生は、文部省の考へた通りに強制的な拘束力を今持つてきている。だから、教育委員会に対して、どういふような具体的な指導をしていくのかですね、それを少し詳しくお話しいただきたい。

○政府委員(内藤三郎君) 道徳教育につきましても、先般三月の二十二日に、実施の通達を都道府県教育委員会に流しました。さらに、都道府県教育委員会から管下の市町村教育委員会に適切な指導をしていただくようをお願いしております。なお、三月の三十一日に、都道府県の指導部課長及

び学校長等、道徳教育に關する指導的な地位にある人をお集まりをいただきまして、この際、先ほど申しました、大臣からも、私からも、あるいは担当の視学官からも、詳細に文部省の意のあるところを申し上げたのであります。私どもは、やはり教育課程の基準に關するものは、これは学習指導要領といふ形で出る、教育委員会といふところ、やはり基準は守つていただきたいと思つております。そこで、私どもは、指導要領が間に合いませんので、実は道徳教育に關しては指導通達を出したわけですね。ですから、この指導通達は今後、道徳教育の指導要領の骨子になるんだ。そこで、その骨子の御説明をしたわけでございます。具体的に各県の教育委員会がこれをどう処理されるかは、各県の教育委員会の御判断だと思ふ。しかし、教育課程に關する基準をきめる権限は、これは文部大臣にございまして、これを私どもは府県に要望しているわけですね。そこで、都道府県教育委員会が適切な方策を考へられて、特に東京都では、最近道徳教育という手引書をお作りになりました。これを各学校に配付されて、その実施を促進していらつしやる。こゝういふふうに都道府県教育委員会なり、市町村の教育委員会が道徳教育の教育課程をこの方針でやる、こゝういふことに決定された場合は、私は現場の先生方はそれに協力される義務があると思つております。

○高田なほ子君 指導要領の骨子の処理については、今の御説明ですと、やはり教育委員会の自主的な処理に待つ、こゝういふふうに言つておられますが、それでは文部省は現場の学校長を

直接呼んで指導をするといふことは、教育委員会のなすべき仕事を文部省自体がぶんどつて直接指導するといふことはこれは越権行為じゃないか。教育委員会の自主性に待つと言ひながら、その拘束力を現場の教師までに直接及ぼすといふことは、私はこれは行き過ぎじゃないかと思ふのですが、この点について。

○政府委員(内藤三郎君) これは文部省は教育委員会を主として対象といたしまして、現場の先生方のお集まりを願ひすることも私は差しつかえないと思つております。特にその現場の先生方、指導的な地位にある方々のお集まりを願ひまして御協力を仰ぐことは、これは教育行政を末端まで浸透させる上に必要な場合が多くあると思ひます。特に教職員の研究集会、あるいは講習会等たくさんございまして、本年は新教育課程の趣旨徹底の講習会もいたしますし、なお科学技術教育の振興という点から、理科の教員の講習会という点から、これも大体予算でお認めいただいておりますように、八百八十万円でございまして、七月、八月を中心にする予定であります。なお、九月、十月には道徳教育に關する趣旨徹底の講習会をいたしたいと考えております。もちろん私どもが計画しておりますのは、都道府県の教育委員会に御協力を仰いで、必要のある場合には趣旨徹底をする義務がある。私は考へているのであります。

○高田なほ子君 私は、さういふ説明がありましたけれども、やはり教育行政の円滑な運営といふことの面から言へば、教育委員会の自主的な権限といふものに君臨するといふ文部省の権限は私は行き過ぎじゃないかと思ふ。どういふ法律に基いて現場の教育を直接指導なさるのか、法律的根拠も何つておきたいと思ふ。今後現場の教師を常に文部省が呼び寄せて、文部省の意図するところを、指導助言の場違いで強制的にこれに訓辭を与へるなんといふことは、私は越権行為ではないかと思ふのですが、この点の御見解を承りたい。

それからもう一点伺ひたいことは、内藤さんのおいさつの中に、日教組では、通達を法的拘束力がないことをたてに「道徳」を返上する空気があつた。こゝういふ表現があります。私は別に自分が日教組出身だから言ひわけではありませぬが、日教組ではその道徳を返上するといふようなことを今まで言つたこともなければ、私もさういふことは承知したことがないのです。むしろ現場の先生方は、現在までの社会科、あるいは全教科を通して道徳教育といふものに対しては、非常に真剣に取り組んでおられる。どこをもつて道徳を返上する空気があつたとおつしやつたのですか。私はこゝういふことはあなたの捏造じゃないかと思ふ。昨日たまたまラジオを聞きましたところ、松永文部大臣がどこかの学校の道徳教育を視察された模様を録音放送になつて出ております。非常に御満悦の御様子だった。さうして最後に、内藤君、日教組、日教組とさう言わなくてもよいじゃないかといふようなのが放送に出ておる。つまり現場の先生方は道徳なんかは何も返上してない。道徳なんか返上してありません。一生懸命今日までおやりになつておる。そのことは予算委員会でも、大臣は、現

場の先生方は今まで道徳教育を非常によくやっておられるというのを言っておられるのですけれども、あなたが日教組が道徳を返上する空気があるというのを言っておられる。こういう挑戦的なことをおっしゃるものではない。実情は、道徳をどこに返上しておったのですか。天下りの道徳に対して私どもは反対です。おそらくこの文教委員会の籍におられる先生方は、天下りの道徳教育というのに対しては、みんな批判を持っていらつしやると思う。そのことに對して反対をしない方はないと思う。この民主主義の時代に……。あなたの言う、この日教組に對する道徳を返上する空気というものはむしろ誹謗に値する。なぜこゝう誹謗したことを言うのですか。

○政府委員(内閣書記官長) 最初のお尋ねのは、文部省設置法の第八十三号に「左のような方法によつて、学校管理、教育課程、学習指導法、生徒指導その他中等教育のあらゆる面について、教育職員その他の関係者に対して、専門的、技術的な指導と助言を与えること。」、こゝういふふうに書いてありますので、私どもは現場の先生方に専門的、技術的指導、助言を与える義務があると、かように考えているのであります。

それから、次のお尋ねでございます。日教組が道徳教育返上の指令を出しましたのは、たしか三月十三日ですが、私正確な日は覚えておりませんが、中央執行委員会、道徳教育と勤務評定についての反対の指令を出しておりますことは、先生方御存じだと思つております。それで私どもは、別に東京都が、都の指令で都教育委員会

の立場から、この道徳教育を推進してらつしやるが、その他の県で道徳教育の返上の空気のあることはおそらく先生方も御存じだと思つております。私どもはむしろ全教科でやるという建前はくずしてないのです。全教科で道徳教育を指導するにしても、やはり指導理念なり、指導目標というものがはつきりしてなければならぬと思つて、その全教科でやつてゐるものを補充し、あるいは深く掘り下げ、あるいは断片的なものを統合するというような意味で、時間の特設を主張し、またそれがあらゆる道徳教育を集約し、さらに展開するといふような形において、よりよき道徳教育の充実をはかりたい、かような考え方から、道徳教育を推進してゐるのであります。これに對して日教組の方々は、時間特設に反對だといふお考えなんです。そこで、この指導通達返上といふようなことが所々に起きているのは、これは事実でございます。すでに和歌山県、あるいはその他数県にそういう事態が起きていますので、私どもとしては、できるだけ私どもの考え方を示して、この通達が守られるようにいたしたいと考えております。

○高田なほ子君 これは道徳を返上するのじゃないんです。天下り道徳については話が違ふんです。ここにあなたを書いてらつしやるのは、道徳を返上する、少くとも現場の教育を守るなどというところはゆゆしい問題です。こゝは当然時間の特設、あるいは天下り道徳という立場に立つての反対でありますから、こゝういふ誤解をわざわざ招くような表現というものは、当

然慎んでいただかなければならない。時間の特設の問題については、これは単に日教組だけの問題ではないと思つて、いろいろな文化人、それからいろいろな評論家、そつういったような方々も、現在の、この時間の特設という方法については、いろいろな議論のあるところなんです。そつうだとするならば、日教組だけこゝに取り出さないで、やはり諸般の批判があり、諸般の議論があるといふことも、当然この中に私は含まれるべき性格のものだと思つて、私がこゝういふことを申し上げてゐるのは、どうもわざわざ日教組と対決するよふな空気を作るといふことは大へんよくないことで、むしろ文部省あたりが中心になつてそつういふ空気といふものをお互いに話し合ひながら緩和して、教育の自主的な推進を向上していくといふ、言つてこゝろの友愛精神、あなたの好きな友愛精神といふものをとられなければならぬ。わざわざ冒頭にこゝういふことをお書きになるといふことはよくない。従つて、この道徳返上といふところはこれは取り消していただかなければならぬ。

それからもう一つは、この技術的あるいは専門的な指導をする権限がある、こゝう言つておられますが、やはりこれも文部省直接におやりになるものでなくて、当然やはりこの教育委員会といふものの計画、そつういふものが中心になつて行われるべき筋合いのものじゃないかと私は思ふ。そしてまた、あなたの御説明によると、特別に道徳の教師を養成することや、またそのための教員免許状を設けることは考えていない、それは学級担任の教師が自分の受け持つ子供たちを最もよく知つて

いるからである、要するに道徳教育は人間を作る教育であるから教育者たる者すべてがでなければならぬものだと、こゝう書いてあるわけです。従つて、専門的な技術的な指導といふことよりは、その受持の担任の教師自体を信頼されて、そしてこれから十分に研究してやつていくといふ趣旨であるように私はあなたのごあいさつを解釈しております。ところが今の説明によると、この現場の先生方を集めて講習をするといふこと、校長さんを集めて手引書の説明とか何とかといふことはこれは専門的、技術的指導だといふふうに言つておられますけれども、私はこれでも若干研究する余地があるのではないかと、やはりあくまで教育委員会の自主的な御判断にまかせるべきで

ある。文部省自体が音頭を取つて、あなた自身が直接現場の方々を指導なさるといふのは行き過ぎではないか、こゝういふ見解を持つてゐるのですが、この二点についてどうですか。

○政府委員(内閣書記官長) 文部省がきめました指導要領なり、あるいは指導通達なり、これは文部省自体の責任だと思つてゐます。私どもが直接趣旨を徹底することは、これは行政当局といひまして当然のことだと思つてゐるのです。道徳につきましては、これはミス・プリントでございます。道徳の時間の特設といふ意味でございます。

○高田なほ子君 ちよつと確認しておきたいのですが、そつうすると、もちろん私は文部省が出された指導通達といふものは文部省自体が十分下の人々にわかつてもらふように説明することはこれはいいと思つてゐる。その説明を守るか守らないかといふことは、守らせ

るか守らせないかといふことなんです。私はこの指導通達といふものは、やはり前に文部大臣がこの問題で国会で御答弁になったときも下から世論が盛り上つたときに十分に固定したものに考へていきたいといふ趣旨の説明があつたように思ひます。やはり今その研究期間だろつと思つてゐる。文部省の方でもやがては法律を作つても、こゝういふふうに言つておるわけ

ありますから、そつういふ研究期間なんですから、そつういふ研究期間が指導通達をした、その指導通達を守らないものに対してはけしからぬといふ結論は出すべきじゃないと思つてゐる。やはり研究は、研究期間として今日までのおやりになつてきた道徳教育の実績といふものの上に積み重ねていくのが妥当なじゃないか、強制すべきものではないのじゃないかといふふうに考えますが、この点どうですか。

○政府委員(内閣書記官長) お説のように積み重ねたと思つております。昨日文部大臣も参観いたしました牛込の仲之小学校でも、あるいは四谷第一中学校でもすでにやつていらつしやるので、別に文部省の指導通達が出たからといって特に非常に変らなければならぬということもない、従来やつてきたことの積み重ねでさらにみがきをかけるのだといふ言葉で校長さんが表現していらつしやつた、これは非常に適切な御表現ではなからうかと考えております。

○高田なほ子君 だから、みがきをかけることは、現場の先生が自主的にみがきを今かけつつあるので、何も文部省がみがきをかけろと命令をしなくてもかけるのですから、拘束する必要は

ないでしようとは私に質問している。積み重ねに対して拘束をしてはいけないのじゃないか、こういうふうに質問している。

○政府委員(内藤三郎君) 教育課程の編成権というのは教育委員会にあるのでございまして、教育委員会がどういう考えかというところはこれは問題になると思います。しかし、教育委員会がこういう方法でやれという命令をされた場合には、これは学校はこれに協力していただかなければならぬと考えております。

○松永忠二君 その点が私はちょっとおかしいと思うのですが、あなたは教育課程の基準としての学習指導要領を作る権利は文部大臣にある、だからそれを教育委員会が守ってもらわなければならないとおっしゃっているのです。その基準になる拘束力のあるものがまだできていないのに、教育委員会が拘束力のあるように現場を拘束することをやったらこれは規則違反です。法律違反ですよ。そこをあなたはどのようにふりに解釈されているのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 具体的教育課程の編成権は各教育委員会が持つておるわけです。しかし、教育課程の編成の基準になるのは、これは指導要領で定めるわけで、いわゆる文部大臣の、文部省の行政権の範囲に属すると思います。そういう基準に基づいて具体的にどういうカリキュラムを編成するかというところは、これは教育委員会の責任です。そこで、その教育委員会は、教科外活動の中、あるいは特別教育活動の中から一時間を割いて道徳の時間を特設するようにといふ、教育委員会が決定された場合には

は、これは現場の先生はそれに従っていただかなければならない、こういう意味でございませう。

○松永忠二君 つまり、その特設の時間の中に道徳の時間を入れるということ、そういう学習指導要領というのはまだできていないじゃないですか。その学習指導要領ができて初めてそれに基いて地方教育委員会が教育課程の編成をして、その場合にその基準が出てくるので、それに拘束力があるとなつた方は言つておられる。私どもは拘束力は基準としての拘束力であるという程度は認めておりますけれども、それなら全然矛盾しておるんじゃないか。あなたが拘束力があると言ふ、基準もまだできていないのに、できていないのかのごとく、その基準に基いて教育課程を作る編成権を持つておる教育委員会がその基準が出ないときに、基準にのっとり拘束するということになつたらおかしいじゃないですか。

○政府委員(内藤三郎君) ちよつと、法理論の問題で二つに分けていただきます。まず、これは法的拘束力がないから教育委員会はこれに従わなくてもいいわけですが、ところが、教育委員会が何かの決定をした場合には、これは現場の学校長は従わなければならない義務が生じてくると思ふ。そこが違ふと思ふ。で、施行規則で明瞭にいたしまして、学習指導要領のできたときには、これは教育委員会に従わなければならない義務が生じてくるわけですが、○松永忠二君 その違ふじゃないですか。拘束力があるという、教育委員会に教育課程の編成権があると、それはその通り、それはどういふものに基

いて編成するのかというところ、それはあなたがおっしゃつておる通りに、学習指導要領に基いて教育課程の編成をするのだというところを再三あなた方は言つておるじゃないですか。そうならいなく、学習指導要領がまだできていないのに、学習指導要領ができていくというの、教育委員会自身の実行は規約違反である。教育委員会がきめ自由になつても地方の教師、学校や教育はあなたの方におつしやるように、ちやんと法律できめてあることについては、幾ら教育委員会といふことも、自主的な権利を持つていない場合がある。この場合には、あなたが言われる学習指導要領といふものができなければ、それに基く教育課程の編成権は地方教育委員会にはないわけですが、それをあるかのごとく決定をして地方教育委員会を拘束する、今、高田さんに言つたように拘束までしていくというところは、これは地方教育委員会の規則違反になる。従つて、現状では文部省も拘束力はないし、もちろん地方教育委員会においても拘束力はない。道徳時間の特設といふことについては、とにかく学習指導要領の基準を定めたわけだから、あなた方は言つておるじゃないですか。そうでなければ、拘束力がないと言つておるのにかかわらず、その拘束力を地方教育委員会が作るといふところに問題がある、これも問題がある。それを今、高田さんが言われている。われわれもそうだと思う。だから、どこまでも下まで下つてこれに要するに一つの拘束力なき問題であるといふふうに考へる。それをあなた方は、地方

の教育委員会がきめれば、いや、もう学校に対して拘束力を持つたのだ、そういう拘束力を持たせる決定を地方教育委員会がしたとすれば、あなた方が今まで主張している、要するに文部省が基準を出して、それに基いて編成するんだと言われたそれが違つてくるじゃないですか。そこが矛盾しているとお思ひにならないかと私は言ひたいのです。

○政府委員(内藤三郎君) この指導要領には、一般編と特別編があるわけですが、その一般編の中で、現在は教科活動と教科以外の活動、中学校の場合には、特別教育活動と、こう申しております。その教科以外の活動あるいは特別教育活動が、大体三時間くらい現行あるんですが、その中で一時間を割くようにという指示をしておる。これはこの解釈として、一般編の解釈、運用基準を示したわけでございます。それから具体的に道徳教育は、どういふ内容のものをどういふ方法でやるかというところが、今度は道徳の指導要領になつて現れるわけでありまして、その指導要領の骨子になるものが、先般通達いたしました指導通達でございます。ですから、この指導通達に準拠して一つやつていただきたいという文部省は要望をいたしましたわけでありまして、この場合に、教育委員会としては、できるだけ文部省の意図のあるところをくんで御了承になつて、一つ御協力いただきたいと私は願つておる。また、さうしていただけたらと思つておりますが、あるいはこの場合に、いや、従来の生活指導でいいんだというお考えのところもあるかもしれませぬ。ですから、これは法的には教育委

員会を拘束するわけではない。しかし私どもは、行政上は、この施行通達にぜひ守つていただきたいという強い願望を持つておるわけでありまして、そこで教育委員会が、具体的に教育課程の編成権を持つておられますので、その編成権を行使する場合に、道徳教育の時間を一時間特設する、こういう決定をして学校に御通達になつた場合は、これは学校は拘束される、こういう意味でございませう。

○松永忠二君 そういふことはできないように、学習指導要領にはそういうことをちゃんと書いてあるじゃないですか。この一般編に、さうでないようにやれというところが書いてある。それだから、あなたがこの学習指導要領では困るから、これを変えようといふておるんじゃないですか。まだどういふものを出ておられないんですよ。これを変えなければできないから、これをあなた方がお変えになるんですよ。今出ているものが、地方教育委員会の教育課程編成の基準になつておるわけですが、これが変つてこない以上、地方教育委員会といふもの、その特別教育の時間の内容をいろいろ指導することはできるとしても、全然道徳の時間という、特別な一時間を設けてどうするといふようなことは、あなた方ができないと今まで説明してきておるじゃないですか。そういうことを私は言つておるんですよ。

○政府委員(内藤三郎君) 私どもが申し上げたのは、具体的に指導要領は、今道徳教育の趣旨なり目標なり指導方法といふようなものをそろえた指導要領が間に合わない、こういう意味で申し上げた。で、御説の通り、指導要領の一般編は改訂いたしております。

○松永忠二君 その改訂は、具体的に指導要領は、今道徳教育の趣旨なり目標なり指導方法といふようなものをそろえた指導要領が間に合わない、こういう意味で申し上げた。で、御説の通り、指導要領の一般編は改訂いたしております。

○松永忠二君 その改訂は、具体的に指導要領は、今道徳教育の趣旨なり目標なり指導方法といふようなものをそろえた指導要領が間に合わない、こういう意味で申し上げた。で、御説の通り、指導要領の一般編は改訂いたしております。

○松永忠二君 その改訂は、具体的に指導要領は、今道徳教育の趣旨なり目標なり指導方法といふようなものをそろえた指導要領が間に合わない、こういう意味で申し上げた。で、御説の通り、指導要領の一般編は改訂いたしております。

○松永忠二君 その改訂は、具体的に指導要領は、今道徳教育の趣旨なり目標なり指導方法といふようなものをそろえた指導要領が間に合わない、こういう意味で申し上げた。で、御説の通り、指導要領の一般編は改訂いたしております。

○松永忠二君 その改訂は、具体的に指導要領は、今道徳教育の趣旨なり目標なり指導方法といふようなものをそろえた指導要領が間に合わない、こういう意味で申し上げた。で、御説の通り、指導要領の一般編は改訂いたしております。

○松永忠二君 その改訂は、具体的に指導要領は、今道徳教育の趣旨なり目標なり指導方法といふようなものをそろえた指導要領が間に合わない、こういう意味で申し上げた。で、御説の通り、指導要領の一般編は改訂いたしております。

○松永忠二君 その改訂は、具体的に指導要領は、今道徳教育の趣旨なり目標なり指導方法といふようなものをそろえた指導要領が間に合わない、こういう意味で申し上げた。で、御説の通り、指導要領の一般編は改訂いたしております。

せん。だけれども、一般編においてはど
うなっているかと申しますと、小学校
の場合、教科活動と教科以外の活動に
なっている。中学校の場合は、特別教
科活動、この中で、従来生活指導ある
いはホーム・ルームの時間として時間
が特設されておる。その時間を道徳の
時間に充てるんだという私どもは指示
をしたわけでございます。これは私ども
も解釈として可能なわけでございます
です。ですから一般編を改正しなくて
も、教科以外の活動あるいは特別教育
活動に、従来やつておった生活指導な
り、あるいはホーム・ルーム、こうい
う時間を道徳に充ててくれ、こういう
指示をしておるわけでありまして。

○松永忠二君 それは詭弁ですよ。あ
なた方は道徳の時間を特設するという
ことのために、これはそういうこと
は、そういう道徳的な取扱いをしない
ようにということが書いてある。そう
いうことをしないようにという、そう
いうふうな内容を持って、そういう項
目が出ておる。

○政府委員(内藤三郎君) しないん
じゃないでしやう。

○松永忠二君 いやいや、「学校教育
の前面において、道徳的態度を形成す
るための指導を行う」とか、ほかには
どこにも「時間とめて道徳の時間を
置け」というようなことは一つも書いて
ない。そういうことも、全然この中に
はないんですよ。それからこの学習
指導要領に基いて行くとすれば、現在
のこの通達項目はできないので、そ
こであなた方おっしゃる通り、これ
を変えてからやつていこう、拘束力を持
たしていこうというんでしやう。私
は、文部省が、これを変えて、拘束力

を持たしていったときに、これに基
いて地方教育委員会が、拘束力を持つ
場所のことをやるというならば、これは
確かに一貫性を持っているものだと思
います。あなた方は、今とにかくこ
れは地方教育委員会にしても、教育課
程を編成する基準だということ法的
にちゃんと位置づけて、これが変らな
いで、この内容にないものを、教育委
員会が勝手にきめられていくというこ
とになれば、これは教育委員会の権限の
逸脱だと私たちは思っています。だか
らそういう点は明確になっていると私
は思う。今まではあなた方はそういう主
張をされてきているのじゃないです
か。学習指導要領の基準は、あくまで
も守ってもらわなければいけない、それ
に基いて地方の教育委員会にやつても
らわなければいけない、だからそれに
基いて委員会が決定した場合に、学校
なり教職員は、それを返上するとい
うようなことはできない、確かにそう
なんです。しかし、どこまでも学習指導
要領が変らない以上、その拘束力を持
つような、これと違つたものを教育委
員会が決定して実施していこうとした
ならば、これこそ違つているんだから
という指導、助言をあなた方はすべき
である。それを違つたことをやれとい
うような、拘束をするような教育課程
を編成していけなどというふうなあな
た方は指導、助言はできないはずであ
る。私はそういう意味であなたに申し
たので、施行規則なら守れ、通達なら
守らなくてよいという論は、あまりに
も形式論に過ぎる。そうじゃなくて、
施行規則に基いて出される通達なら守
らなければならぬ。施行規則に基か
らない通達なら守る必要がないというの

があなた方、法律を守って実施をして
いく行政の立場に立つ人の話です。形
式論なんて、そんな通達では守らない
し、規則なら守るといっても、通達
が、規則と合致した通達をされたとき
には、確かにそれはその通り。しかし
規則にない通達を出しておきながら、
それを守らないから、これはどうせ規
則に基くものができるんだから、それ
を返上するなんという形式論なんとい
うものは、それこそ大へんな誤まりだ
と私は思っています。とにかくあなた
がおっしゃっておることは支離滅裂だ
というか、無理がある。大へんな無理
を持つておることをわかつていな
がら、そういうことを強引に行政指導を
やられておる。実際には、法律に基
いて私どもはやつております、規則に基
いてやつておりますとおっしゃるけれ
ども、その規則を的確に守る教育委員
会ならば、現場を拘束する新しい道徳
時間の特設はすべきではないと私は思
います。

○政府委員(内藤三郎君) 今のお話
は、私こらういふに思っています。学
習指導要領の一般編ではどういふ扱
いをするかということが規定されてお
る。そこで施行規則にある教科と、そ
うでない教科以外の活動があるわけ
です。教科と教科以外の活動を合めて教
育課程ができておるわけです。その教
科以外の活動についての運用基準を示
したわけでありまして。これは従来も生
活指導という形で行われておったと思
います。その生活指導というもので文
部省は指導しておった。それを今度は
道徳というものに切りかえる、こうい
う指導をしておるわけです。これは別
に施行規則に違反しておると思つて

おりませんし、学習指導要領の運用基
準を示した、こらういふに御理解い
ただけじゃないかと思ひま
す。

○松永忠二君 こら書いてあります
よ。「教科以外の活動としては、どの
ようなものを選び、どのくらいの時間
をそれにあてるかは、学校長や教師や
児童がその必要に応じて定めるべき
ことである。」と書いてあるじゃない
ですか。こんなことが書いてある。これ
が基準であるならば、一時間設けるとい
う指導をするのは、これと全然違つて
いるじゃないですか。ここにちゃん
と書いてありますよ。教科以外の活動
へあなた入れるなどとおっしゃって
いるが、「教科以外の活動としては、ど
のようなものを選び、どのくらいの時
間をそれにあてるかは、学校長や教師
や児童がその必要に応じて定めるべき
ことである。」と書いてある。これでは
できないから、あなた方はこれを変えよ
うとしているんじゃないですか。とこ
ろが、その拘束力は現に持つていて、
地方教育委員会が、現に拘束している。
それがありません。なかつ、地方教
委がきめれば学校で文句を言うなんて
いうのはおかしい、というふうな言
方をしている。そのことこそ、事実上
は大へんな規約の違反だと思ひ。あな
たの言うようなことはここに書いてあ
りませんよ。

○政府委員(内藤三郎君) それは、
教育委員会が教育課程編成権を持つて
おりますので、教育委員会が、道徳の
時間を特設した方がいいという結論に
到達されたなら、そこは、私、当然優
先すると思ひ、学校の決定より。(強
弁じゃないかと呼ぶ者あり)

○秋山長造君 その点は非常に疑義が
あると思ひます。疑義がある。ま
あ、どんなに譲歩をしたところで疑義
がある。われわれは法律違反だと思
けれども、まあ若干譲歩をしても、疑
義があることは確実です。現に、二月の
二十日の衆議院の予算委員会、門司委
員の質問に対して、松永文部大臣は、
こらういふ答弁をしておられます。「今
仰せになりました教育課程の内容等に
つきましては、文部大臣の職責であり
ますから、やはり文部大臣の通達にお
いてやることのできるというふうにか
えております。ただし、こら
が大事なことです。」「ただし、こ
の問題については、多少の疑問もあり
ますのであらためて法律を改正して
うといふふうに、今準備を進めてお
る。だから、大臣自身がこれは疑義
を認めておられる、その点についての
疑義を。こらういふ大臣自身がはつき
り疑義を認めるようなことを、あなた、局
長が幾ら強弁されても、それは無理で
すよ。一年延ばしたらどうですか、こ
の道徳を。それで、松永委員がお
っしゃる通りに、きつと学習指導要領
ができてからの話にされたらどうで
すか。これは、大臣自身が疑義がある
ということをはつきり告白されている
んですよ。

○政府委員(内藤三郎君) ちよつと、
今の点だけ御説明させていただきます
が、この教育課程の編成権は、これは
教育委員会にあるんですから、教育委
員会は、もちろん……(無条件じゃあ
るまいが)「それじゃ調べてみよう、前
の発言したところを」と呼ぶ者あり)学
校教育法施行規則なり委員会の規則な
りに従わなきゃならぬと思ひ。委員会

の決定に従って、その上に、もちろん学校の個々の事情で許される範囲は、私はあると思う。そういう意味に御理解いただきたいと思ひます。

○委員長(湯山勇君) ちよつと待つて下さい。

ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。

○國務大臣(松永東君) なるほど、疑義があるという事は私申しました。それは疑義がある、議論を戦わしたことがある。それは、一つの説は、都道府県教育委員会が学習編成はそれはやれるんだ。であるから、都道府県がその権限に基いて、どの時間にとりうやつをやる。たとへば、ホーム・ルームの時間を一時間さいてこりうふりにするんだという事を決定すれば、それが効力を発生するんだと、こりうふりの議論もあるんです。しかし、こりうふりすれば、それが効力を発生してこりうふりすれば、学習指導要領を、私も繰り返し答弁いたしております通り、八月ころまで編成してやるという必要はない。しかし、多少の疑義があるから、そこであらためて八月ころまでのうちに学習指導要領をうして施行規則も改めてうして何らの疑義のないようにしよう、従つて、それまでは拘束力を持たない、こりうふりに私どもは結論に達したというふうに信じておる。ですから、私の言つた疑義のあるというのとは、こりうふり意味なんです。それでなけりや、拘束力を持ちますよ。けれども、拘束力のないというのは、すなわち、四月からその学習指導要領があらためてできるまで拘束力はありませんという事は、要するに、こりうふりした疑義もあるから、そこで学習指導要領と、それからその施行規則を正してうしてやつてこりうふり、こりうふり、こりうふり、それはもう拘束力を持つと、こりうふりこりうふりになるわけで、私はこりうふりに考へておる。

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

した疑義もあるから、そこで学習指導要領と、それからその施行規則を正してうしてやつてこりうふり、こりうふり、こりうふり、それはもう拘束力を持つと、こりうふりこりうふりになるわけで、私はこりうふりに考へておる。

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

よりなことを言われた。こりうふり、こりうふり、こりうふり、それはもう拘束力を持つと、こりうふりこりうふりになるわけで、私はこりうふりに考へておる。

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

としてやりたい。それは、指導要領、施行規則の改正によつてこりうふり、こりうふり、こりうふり、それはもう拘束力を持つと、こりうふりこりうふりになるわけで、私はこりうふりに考へておる。

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

それを時間を、特別教育活動の中の時間を特別に取つて、こりうふり、こりうふり、こりうふり、それはもう拘束力を持つと、こりうふりこりうふりになるわけで、私はこりうふりに考へておる。

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

○松永忠二君 多少疑義があるところ

校規模を適正化するために公立の小、中学校を統合したことに伴う校舎の整備費、義務教育諸学校の危険建築物の改築費についてそれぞれ国が二分の一または三分の一の負担割合をもって、建築費の一部を負担することを定めております。以上が、この法律案の骨子でございますが、その他国の負担すべき経費の種目、経費の算定基準、都道府県への事務費の交付、この法律の実施に伴う関係法の改廃等について規定しております。

なお、この法律の適用は、本年四月一日からいたしております。

以上が、この法律案の提案の理由と、その内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(湯山勇) 続いて小林管理局長から補足説明を求めます。

○政府委員(小林行雄) ただいま文部大臣から御説明申し上げました義務教育諸学校施設費国庫負担法案について補足説明をいたします。

この法律案は、本則十一條及び付則八項からなっております。

まず、第一條には、この法律の目的を規定いたしております。

すなわち、この法律は、公立の義務教育諸学校の施設の整備を促進するため、これらの学校の施設の建設に要する経費について国がその一部を負担することを定め、もって義務教育諸学校における教育の円滑な実施をはかることを目的とするものであることを明らかにしてあります。

第二條では、用語の定義を規定しております。

第三條では、国が負担する経費の種類とこれに対する国庫負担の割合を列記しております。

同条第一項第一号は、小学校における不正常授業を解消するための校舎の新築または増築に要する経費の三分の一を国が負担することを規定したものであります。これは従来の公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法に規定されていたものを、恒久的な制度として新法律案に取り入れたものであります。

第二号は、中学校における不正常授業を解消するための校舎の新築または増築に要する経費の二分の一を国が負担することを規定したものであります。これは公立学校施設費国庫負担法に規定されていた義務教育年限の延長に伴う中学校校舎の整備費に対する国庫負担制度を継承したものであります。従来は国庫負担の対象とならずに学校の校舎の新築または増築については、その建築の理由が義務教育年限の延長に起因するものに限り、小学校の校舎整備と同様に不正常授業の解消のための新築または増築に要する経費を国庫負担の対象とするにとしたものであります。

第三号は、中学校の屋内運動場の新築または増築に要する経費の二分の一を国が負担することを規定したものであります。これは従来法律には根拠がなく、単に予算補助として行われていたものであります。今回法的根拠を与えたものであります。

第四号は、盲学校及びろう学校の小学部及び中学部の建物の新築または増築に要する経費の二分の一を国が負担することを規定したものであります。これは義務教育年限の延長に伴う施設

の建築費に対する国庫負担制度として公立学校施設費国庫負担法に規定されていたのを継承したものであります。

第五号は、公立の小学校または中学校を適正な規模にするため統合したことに伴って必要となった校舎の新築または増築に要する経費の二分の一を国が負担することを規定したものであります。これは、町村合併に伴う学校の統合のみならず、教育の必要性から学校規模を適正化するために学校を統合することに伴って必要となった校舎の新築または増築を国庫負担の対象とするものであります。

第六号は、構造上危険な状態にある義務教育諸学校の建物の改築に要する経費の三分の一を負担することを規定したものであります。これは、従来危険校舎改築促進臨時措置法に規定されていたのを今回恒久的な負担制度として新法律案に移したものであります。

なお、本条第二項においては、本条第一項に規定する負担の対象を明確にするため必要な事項として「不正常授業の範囲」「適正な規模の条件」及び「構造上危険な状態にある建物の範囲」の決定に關し必要な危険度の判定基準その他の事項」を政令で規定することとしてあります。

第四條では、国が負担する経費の種類は、本工事費及び付帯工事費並びに事務費であることを規定したものであります。これは、従来の施設費に關する負担法または補助法におけるこれと同種の規定をそのまま踏襲したものであります。

第五條は、工事費の算定方法を規定したものであります。これも従来の同種の法律の規定と同様の規定を設けた

ものであります。新築、増築の場合には、児童、生徒一人当りの基準坪数に児童または生徒の数を乗じて必要坪数を算出し、それから保有坪数を差し引いて国庫負担の対象となる坪数を算出する方式を採用しており、危険建築物の改築の場合は右の必要坪数と保有坪数のうち、いずれか少ない方から危険でない坪数を差し引いて資格坪数を算出する方式を採用しております。そして、これらの資格坪数を、一坪当りの建築単価に乘じて経費を算定することとしてあります。

第六條は、前条の規定により工事費を算定する場合の児童、生徒一人当りの基準坪数の定め方について規定しております。すなわち、基準坪数はすべて政令で定めることとしてありますが、その定め方は、学校の種類別及び建物の区分別にそれぞれ、まず、標準的な坪数を定め、これに、当該学校の児童、生徒数、一学級平均収容児童生徒数及び所在地の積雪寒冷度に応じ補正を加えることとしてあります。

第七條は、第五條の規定により工事費を算定する場合の一坪当りの建築単価の定め方を規定したものであります。この建築単価は、建物の構造別に、建築費の時価を参照して、文部大臣が文部大臣と協議して定めることとしてあります。

第八條は、第五條の規定により工事費を算定する場合の特例を規定したものであります。当該学校の校舎の保有坪数のうち、教室に使用することのできる部分がきわめて少いこと等の特別の事由があるため、通常の算定方式で算出した坪数に基いて新築、増築または改築を行なったのでは、教育上著し

く不適当であると認められるときには、政令の定めるところにより、特例を認めることとしたものであります。また、鉄筋コンクリート作りの建物の場合、同一空間を作るためには木造の建物に比し、若干多くの建坪を必要とするので、坪数の計算を行う場合、政令の定めるところにより、一定の比率で換算して計算することを定めてあります。

第九條は、事務費の算定方法を規定したものであります。事務費は、工事費に政令で定める割合を乗じて算定することとしてあります。

第十條は、都道府県の教育委員会への事務費の交付について規定したものであります。都道府県の教育委員会は国庫負担金の交付、返還等に関する事務を行うものでありますから、この事務を行うのに必要な経費を都道府県に交付することを定めたものであります。

第十一條は、この法律における本校及び分校の取扱について規定したものであります。この法律では、本校及び分校は、それぞれ一つの学校とみなして取り扱うこととしてあります。

なお、新法律案は、従来の公立学校施設費国庫負担法等に比し、相当に大幅に条文の整理をした形になっておりますが、これは補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律が昭和三十一年九月二十六日から施行され、負担金の交付の申請、決定、取消、停止及び報告等に関する事項その他手続的事項は、あけて同法の系列による規定の運用にゆだねられることとなったからであります。

付則第一項は、この法律の施行期日を定めたものであります。公布の日から施行し、本年四月一日から適用することとしております。

付則第三項においては、本法の成立により公立小学校不常授業解消促進臨時措置法の廃止を規定し、付則第四項は公立学校施設費国庫負担法中、災害復旧に対する国庫負担の規定を残したものであります。従いまして題名を公立学校施設費復旧費国庫負担法と改めたわけでございます。

付則第五項は、危険校舎改築促進臨時措置法中、高等学校に関する部分を残し、その他の部分を削除したものであります。従って題名を公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法と改めるものであります。

付則第六項は、この法律案の実施に伴う地方財政法の一部改正について、付則第八項は、新市町村建設促進法の一部改正について規定したものであります。

以上この法律案の概要について御説明申し上げました。

○委員長(湯山勇君) 次に、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。文部大臣から提案理由の説明を求めます。

○国務大臣(松永東君) 今回政府から提出いたしました盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

昨年五月、第二十六国会におきまして、盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に

関する法律が制定され、いわゆる非義務学年における学校給食の制度が確立されましたが、この制度の実施に伴い、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正して、これらの学校の高等部に對する学校給食費を新たに就学奨励費の対象といたしましたのが改正の第一点であります。

次に、現行法におきましては、盲学校、ろう学校及び養護学校に就学する児童生徒の就学奨励費は、児童生徒の住所地の都道府県が支弁すべきこととなっておりまして、同一学校に就学する児童生徒について、住所地である都道府県の異なることにより経費の支給期日の不統一、支給の遅延等の生ずるおそれがあり、かねてから関係者の間におきまして、教育上、事務上の見地から、この支弁方法の改善が強く要望されておりました。よって、今回、就学奨励費は学校所在地の都道府県が支弁すべきことと改めるとともに、他の都道府県に住所の存する者について支弁した経費は、事後において当該他の都道府県に、求償できることとしたのであります。

以上、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。何とぞ十分御審議の上すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(湯山勇君) 次に、学校教育法等の一部を改正する法律案を議題といたします。発議者から、提案理由の御説明を求めます。松永君。

○松永忠二君 学校教育法等の一部を改正する法律案の提案理由を申し上げます。

ただいま議題になりました学校教育法等の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由と内容の概要を御説明申し上げます。

学校教育におきまして寮母、養護助教諭、実習助手並びに大学の助手等は、それぞれ特殊な、かつ、重要な職責を担っておりまして、それゆえ、それぞれに学校にこれ等の職に携わる人々を置くことができないことを明確にしますとともに、その身分を確立いたします規定を設け、法の整備をはかることによりまして、学校教育の運営を一そう円滑にするため本法律案を提出いたす次第でございます。

まず寮母について申し上げます。近時、特殊教育に対する関心が深まり、特殊教育を促進させる見地から盲、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の制定を見ておりますが、これらの学校におきましては、寄宿舎に置かれていた寮母の果します役割と、その教育的效果はきわめて大きいのでございます。

従来寮母は学校教育法施行規則によりまして、盲、ろう学校のみに置くよう規定されておりましたが、昨年十二月の改正により養護学校にも置くことに改められました。また従来寮母の資格については何ら規定がなくその身分につきましても、教育公務員特例法施行令により特例法の準用が規定されていたのであります。

今回、学校教育法において盲、ろう学校、養護学校に寮母を置くことを規定し、その資格規定を定めるとともに教育公務員特例法において身分を明確にいたそうとするものでございます。

次に養護助教諭と実習助手について申し上げます。従来、養護助教諭はその資格に關しましては教育職員免許法に規定がございまして、実習助手につきましても、国立学校設置法施行規則並びに高等学校設置基準におきまして、これを置く規定がございまして、また両者ともに教育公務員特例法の準用を受け、これは寮母と同様、施行令により定められておりますが、特例法に規定する教育公務員には含まれていないのであります。

なお従来両者の職務につきまして、学校教育法施行規則には何ら規定がなかったものであります。去る昭和三十三年十二月四日制定の文部省令による学校教育法施行規則の改正によりまして、養護助教諭及び実習助手の職務規定を追加いたしておりますが、法律による定めはないのであります。

これらの養護助教諭と実習助手がそれぞれの学校におきまして果たしております職務が、それらの学校の教育に欠くことのできない重要性を持つておりますことはここにあらためて申すまでもございせんが、特に近時、科学技術教育の推進が叫ばれております実情におきましては、理科教育、産業教育の振興のために、実習助手の必要性が痛感されておるものであります。従いまして、さきに述べました寮母と同様に、養護助教諭と実習助手の設置とその身分関係についても学校教育法及び教育公務員特例法に、それぞれ明確な規定を設けようとするものでございます。

最後に大学の助手について申し上げます。現在、学校教育法には大学に助手を置く規定がございまして、その身分に關しましては、教育公務員特例法施行

令で特例法を準用することになっておりますので、これを改めまして特例法上の教育公務員にしようとするものでございます。

以上が本法律案の提案理由とその内容の概要でございます。何とぞ十分御審議の上御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(湯山勇君) 次に、公立の高等学校の夜間課程の教職員に対する夜間勤務手当の支給に関する法律案を議題といたし、発議者から提案理由の説明を求めます。

○吉田法晴君 ただいま議題となりました公立の高等学校の夜間課程の教職員に対する夜間勤務手当の支給に関する法律案につきましても、提案者を代表し、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

近時、定時制及び通信教育に対する社会一般の理解は産業教育や科学技術教育の一環として次第に深められてきて、また、関係機関においても勤労青年教育が重視され、定時制及び通信教育についての施設、設備の充実が各方面で論議されるに至ったことは、まことに喜ばしいことであります。しかしながら、夜間の定時制高等学校に勤務する教職員がきわめて劣悪な条件のもとで教育活動を行なっていることについての当局や世上の関心ははなはだ薄い現状にあります。

ここで、夜間定時制教育に従う教職員がどんなに苦しい勤務を続けているかという例の一端を申し上げますと、第一には家庭生活上の問題があり、すなわち、夜間勤務する教職員はほとんど家庭的な雰囲気や団らんに浸ることはできないのであります。いずれ

の家庭においても夕飯の一時といふものは、一日の勞をいやし明日へのエネルギーを養うため、必要欠くことのできない時間であり、夜間勤務の教職員には、これは望むべくもないのであります。また、子女の学習指導やしつけについても学齢期以後は、ほとんど放置せざるを得ないのであります。

第二には、健康上の困難があります。不規則な食事や過勞から胃腸障害が多く、別紙資料に見られる通り四〇%以上が慢性の胃腸病にかかっているし、それ以上の家族が同様に苦しんでいるのであります。また、冬季間に感冒の罹病率が非常に高いのもこの特殊の勤務状態による栄養不良や体力の脆弱化に基因していると考えられるのであります。また勤務を終了して帰宅就寝するのはどうしても十二時から一時になるため、睡眠不足や、過勞がいつも視力の減退が著しいのであります。こゝろ各種の困難が夜間定時制学校の教職員の健康を虫ばんでいるのであります。

第三には、また、経済的な損失も決して少なくないのであります。たとえば、食事を家族と別に行なったり、あるいは外食、間食を余儀なくせられるため食費がかさみ暖房費や光熱費も余分に必要とするのであります。また、生徒会指導、クラブ活動による時間外指導等の関係で帰宅が深夜に及んだり、また、タクシーを利用せねばならなくなったり、他に宿泊せざるを得なくなったりしていろいろと費用がかさむことになるのであります。

さらにさきに述べましたごとく、健康上の障害のため、本人や家族の医療費も約百円に及ぶことが統計上明らか

になっていきます。こうした経済上の不利益についても何らの考慮も払われていないのが現状であります。

このように夜間定時制高校に勤務する教職員は昼間の正常勤務に比し物心両面で大きな苦痛に耐えねばならないのであります。そのため、これら経済的損失を補うため昼間無理なアルバイトを行わねばならぬものも生じ、そのため一層健康を害し、再び医療費の支出の増大を来し、みずからの命を削りとるというみじめな人も出てきております。

このような状態ではとうてい定時制教育の振興は望むべくして望み得ないことは明らかであります。このような状態をすみやかに改善しなければ、夜間定時制教育を真に充実することはできないのであります。これらの悪条件の中には、夜間勤務の特殊性に基因するものや定員予算の関係で早急に解決できない問題もありません。しかし、とりあえず夜間勤務に比べて夜間勤務のゆえに負わされている経済的な損失については、これを補償し、少しでもその苦痛を減少していくことは、夜間における定時制教育振興上緊急の要務であると存するのであります。かような観点から、実はすでに北海道のほか十四府県において夜間定時制高等学校の教職員に夜間勤務手当が支給されているのであります。

私どもは、かような措置が全国的に同じ程度において、かつ、恒久的になされるべきものであると存じ、ここに本法律案を提出いたしました次第であります。

次に、本法律案の内容の要点を申し上げますと、都道府県は、夜間の公立定時制高等学校の教職員に対して条例

の定めるところに従い夜間勤務手当を支給しなければならないこととし、その支給額は三千円を基準として定めることとしたしました。

なお、施行期日につきましては、本年四月一日からとし、これに要する経費は本年は既定経費の節約によつてまかなうこととし、来年度以降は別に提案いたしました高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案で規定いたしました、国庫が公立の定時制高等学校の教職員給与費の四割を負担する制度により、夜間勤務手当の四割に当る約二億円を負担するという構想でございます。

以上でございますが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいませよう御願いたします。

○委員長(湯山勇君) 次に、女子教職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○高田なほ子君 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

ただいま議題となりました女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表して、提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

去る昭和三十年の第二十二回国会におきます女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の成立以来、その施行によつて、補助教員の配置件数は漸次増加し、昭和三十一年度におきましては、休暇教員数の平均八〇%に対する補助教員の配置を見るに至りました。

しかしながら、補助教員の配置件数の増加にもかかわらず、地方財政窮乏のために、この法律の趣旨、すなわち労働基準法に規定するところの十二週間を最低として休暇をとらせ、その期間を補助教員配置の期間とするという精神は、いまだに徹底を欠き、補助教員を完全に配置してありますところはおきまじく三県を出でず、その他の府県におきましては、いまだ八週間ないし六週間にとどまっている現状であります。これを全国平均いたしますれば一・五カ月という実情にあります。

従いまして女子教職員が、その担当学童に対する教育的良心から、産前の休暇はほとんどとられていないという実態は、法の施行前と大差なく、過勞による異常産はきわめて高い比率を示しております。

「その休暇の期間を任用の期間として」と改め、従来、学校教育の正常な実施の困難性の認定については、任命権者の裁定にゆだねられておりましたために、地方財政上の理由等により補助教員の配置期間が短縮されるおそれがありましたのを、女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合においては、その休暇の全期間を通じて教育職員を臨時的に任用しなければならぬことを明確に義務づけることとし、労働基準法に定められた期間がすなわち配置の期間であると解すべき法の趣旨を十分に表現いたしました。

従いまして、国及び地方公共団体の任務として必要な財政措置を講ずべき旨を規定した第三条は、これを削除することとしたしました。

次に、現在の補助教員の配置が、臨時的任用によるものと、一般教員と同様に任用の上補助教員としてプールし、配置がえを行なっているものと二様の方法によつて補充されておりますことにかんがみまして、第二条に新たに第三項として「併任」の定義を規定いたしますとともに、第四条にただし書きを加えまして、二様の配置方法を実施し得るよう措置いたしましたほか、第四条中の若干の字句について改正をいたしております。

なお、この法律は公布の日から施行することとしたしてあります。

以上が本改正案の提案の趣旨並びに改正の主要点でございます。何とぞ慎重に審議の上すみやかに御賛同下さいませよう御願申し上げます。

○委員長(湯山勇君) 次に、産業教育振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

第六部 文教委員会会議録第十七号

昭和三十三年四月十五日 【参議院】

一三

発議者から提案理由の説明を求めます。

○竹中勝男君 たいだいま議題となりました産業教育振興法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表し、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

わが国の産業教育の飛躍的振興を目ざして、産業教育振興法が制定公布されましたのは、去る昭和二十六年でございますが、以来、今日まで、短かい年月の間ではございましたが、関係者の御努力によりまして、その成果は着々と上り、産業教育関係の施設設備が面目を一新したことは、科学技術教育、産業教育の振興が強調されている現状からまことに喜ばしい限りであります。

すなわちこの間の産業教育振興のための国庫負担金は、約四十七億圓に達し、約九十二億圓の設備と、六万坪に及ぶ施設が充実されましたことによつても、その進展の度合いがうかがわれるのであります。

しかしながら、一面において、また、本法が決して完全であり、理想的であるとは言えない点もあるのでございまして、今日まで、多数の関係者から強く改正を要望されているのであります。

その第一は、国の負担率の問題であります。本法は「経費の全部又は一部を負担する」となっておりますが、本法の施行令においては、負担割合を定めており、そのほとんどが三分の一負担になっている点であります。かように三分の一の国庫負担率では地方負担が三分の二となり、従つて、勢い国の負担金は豊かな地方公共団体にしか

流れていかないこととなりまして、現に、負担金が地方から返還されてきたという年もあるのでございます。これは最も国の財政的援助を渴望している貧乏な地方公共団体の設立する学校は少しもよくならないわけで悪循環ということになるわけであります。

従いまして、主要項目についてはぜひとも国庫負担率を二分の一に引き上げることを法律に明示することが本法の目的にかなつた措置であると思ふのであります。

第二の点は、本法によつて充実されました施設設備も、第一には日進月歩の科学技術の進展に即応したものでなければ教育の実効が上らないということ、第二には当然の破損、磨滅ということから耐用年数がそれぞれ定められ、更新されねば教育は遂行されないということから、一定の基準によつて更新が円滑に行われてこそ、わが国の産業経済の発展と国民生活の向上の基礎となる産業教育が発展するのであります。これらの更新費についても国庫負担の道が明確に開かれることはきわめて重要なことであると思ふのであります。

以上、二点につきましての改正を行わなければならない第十五条の一部を改めることといたしました。

すなわち第十五条第一項に掲げる施設設備費はすべて二分の一の国庫負担とするにとともに、これによつて整備された施設、設備の更新についても、同様の国庫負担を行うこととした次第であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○委員長(湯山勇君) 次に、義務教育諸学校施設費国庫負担法案を議題といたします。

この際、本案に関し行なつた派遣議員の報告を求めることといたします。

○有馬英二君 調査報告、第一班。第一班の御報告をいたします。

第一班は、有馬、高田の両委員並びに委員部から秋山君が随行いたしました。調査の御報告をいたします。前出、一言お断わりしておきたいのは、出発前にも委員長からお話のありましたように、茨城県高萩市学校統合に関する紛争は、去る四月六日に横川小学校だけを独立校とすることで解決したのでございますが、大規模の学校統合のテスト・ケースという理由もありまして、どういふ方法で解決されたかという点に重点を置いて現地の模様を見て参りました。

まず、私どもは、県教育委員会、高萩市教育委員会の方々と高萩市の当局の方々、学校代表の方々と懇談を行い、実情を聴取するとともに、種々意見の交換を行なつたのでありますが、それによりまして、次のような状況であつたと考えられます。

まず、最初に問題となつた新設校東小学校に統合される予定の諸学校の距離を申し上げますと、バス道路の距離にして、東小学校から中戸川小学校まで十二キロ、大能小学校まで十四キロ、若栗小学校まで十二キロ、横川小学校まで十六キロで、いずれも山間部にあり、児童の分割統合が行われた高萩小学校と松岡小学校は、東小学校からは比較的近い距離にございます。

次に、新設校東小学校の統合計画に基く各校の統合児童数は、若栗小学校五十五人、中戸川小学校七十六人、大能小学校七十六人、横川小学校百二十七人、高萩小学校千九百八十六人のうち六百七十八人、松岡小学校千一人のうち百三十八人、計一千四百四十二人であり

ます。統合実施後の東小学校の児童数は、独立した横川小学校を除いて総数一千百三十三人で、その内訳は、本校四百三十一人、高萩小教場四百八十五人、中戸川教場七十八人、大能教場八十四人、若栗教場五十五人であり

ます。高萩小教場外三教場は、東小学校が第一期の工事で十教室の完成を見ましたが、全児童を収容できないので、完成までそれぞれ教場として残り、当該児童の教育に當ることになっております。従つて、現在収容されている児童数は、本校の四百三十一人であり

ます。次に、懇談の模様を申し上げます。思います。まず、今川高萩市教育長から経過の概要を聴取したのであります。が、それによりまして、小中学校統合を必要とする理由としては、

1 復式授業のため完全な直接指導ができず、教育能率が上らない。
2 設備が不十分で教育効果が上らない。
3 職員が手不足で教科の指導が十分にできない。

4 学童数が少なくて切迫ができず、意気が上らない。
5 素質があつても刺激が少なくて適当に伸ばされない

6 市民の融和上、統合は意義が大

7 統合は二、三男対策上、自己の進路、適正の発見にきわめて重要である。

8 民主社会における民主的生活を体得するためには、多人数の学校における特別教育活動を体験することがきわめて大切である。

9 多人数の学校においては、指導者も物も場所も十分で、指導が適切に行われる。

等があげられ、小規模小中学校を統合して義務教育水準の向上をはかるためというものであります。最初に申し上げました東小学校の統合計画案は、途中で変更され、横川小学校を独立校として存置することに決定を見たわけでありまして、横川小学校が独立校として存置されることによつて解決の運びとなるまでに、次のような点が問題であつたとして述べられました。部落根性が災ひしていること、すなわち横川地区の地元の人々の反対によるものであつて、市教委としては、この学校を分校として存置するよう説得に努めたのであるが、地元の人々の賛同を得られなかつたこと。市議会文教委員長もやむを得ない措置として、分校として残すように説得した。その後市教委は、情勢の判断から独立校として存置する以外に方法がないので、県に答申したこともある。これは県の議決に抵触するのではなからうかという疑問もあり、また、四月八日には横川小学校が臨時に入るのではないかの懸念もありましたが、これも県の議決に抵触するということで免れ、結局、四月六日に市議会が独立校として存置することに決定いたしましたのでございます。なお、本決定を見るまでに、市の代表、教育

が、当番によって児童の世話をしたというところであります。第二回は、三月二十日から二十九日までの十日間、六年生を除く七十一名が同様の状態で欠席したのであります。

この集団欠席に対し、群馬県教育委員会は、前橋市教育委員会及び前橋地方教育事務所との連絡に基き、児童の出席督促及び保護者の説得、指導について

て校長と緊密な連絡をとり、手落ちのないよう指示するとともに、城南村教育長に対しても、原因が町村合併にあるので、これが解決について村当局の善処をはかるよう指示し、一方、県知事部局に対しても、町村合併のもつて教育が受けている旨を伝え、その善処方を要望したということでありました。

また、前橋市教育委員会においては、市教育長と学校教育課長が永明小学校に出向いて、集団欠席児童の父兄代表と面談して説得に努め、永明小学校自体においては、校長及び教頭が、毎日欠席児童及び保護者が集まっている来迎寺に出向いて、非常手段のあやまちを説得し、出席の督促に努め、放課後は、各学級担任教師がそれぞれ家庭訪問を行なって、出席の督促、保護者の説得に努力したということでありました。

かくて、四月八日入学式当日は、前橋市編入希望派の児童、新入生五名を含めて七十八名が、父兄同伴で永明小学校に登校しましたので、学校側では事態をこれ以上混乱させることが、児童に与える教育上の悪影響を考慮し、校長の責任において市と村の間において正式の話し合いがつくまで、一時授業を受けさせることになりました。

以上が、事件の内容の概要であります。この事態に対処するため、県教育委員会においては、四月九日教育長名をもって前橋市長並びに城南村長あての問題の解決について特別な配慮を依頼するとともに、前橋市教育長並びに城南村教育長に対して通達を発しております。

この通達の内容は、四月一日以降における教育事務委託関係について配慮し、鋭意研究努力を重ねてきたのであるが、複雑な地域事情のため、その実現も困難な事情にあるので、このままいくならば教育上憂慮される事態の発生も危惧されるから、やむを得ぬ現状打開の暫定措置として当分の間、学校教育法施行令第九条の規定による措置が考慮される、この点について、今日までのいきさつを参酌の上、両市村教育委員会において特別な配慮をもつて解決されるようにお願いする、という意味のものであります。

学校教育法施行令第九条の規定をこの場合に当てはめて考えますならば、下大島地区の保護者のうち永明小学校へ児童を通学させたい者は、前橋市教育委員会の承諾書を添えて、その旨を城南村教育委員会に届け出なければならぬこととなり、前橋市教育委員会が承諾を与えようとする場合は、あらかじめ城南村教育委員会と協議を必要とするようになるのであります。

私どもは、群馬県教育委員会におきまして、県の教育委員長、教育長、県知事部局、前橋市助役、教育委員長、教育長、それから城南村長、教育委員長、教育長等のほか、下大島地区の父兄代表者の参集を求め、さきに述べましたような、現在までのいきさつについて報告を聴取いたしますとともに、これらの代表者から、それぞれの立場からの率直な意見を求めたのであります。その大要は次の通りでございます。

一、前橋市としては、四月十四日の県教育委員会のあつせんに従いたいと思ふ。ただし、学校外における児童の

生活というものを考えると、合併問題の早期解決の必要が痛感される。住民投票については三分の二以上と規定されているけれども、合併問題に関する限り、二分の一以上とすることが合理的である。

二、前橋市教育委員会としては、子供に迷惑を及ぼさないことを望んでいながら、受委託関係の継続を希望したが、城南村民の父兄間の事情がそれを許さなかった。

三、城南村としては、長い対立が続き、努力の結果辛うじて三月末までの委託が村議会において全会一致で決定した過去の事情もあるので、村議会としてはもはやいかんともいたしがたい現状にある。施設の点から言えば必ずしも永明小学校がよいというわけではなく、寛井小学校には一教室余つていて、通学距離についても、下大島地区の南東部はむしろ寛井小学校の方が近い。しかし、現在の状況は、永明小学校を希望する者の数が四分の三に達し、住民投票の場合と全く似ているのである。

四、下大島地区父兄代表としては、通いたれた学校を下りたくないという気持ち、特に母親の感情が非常に強く、単なる法律問題としてこれを取り扱うならば、たとい寛井小学校に収容したとしても、字の自治が完全にこわされている現在、健全なPTAの結成はとらうてい不可能であるから、永明小学校に通わせるよりほかに解決策はない。町村合併等の立法に際しては、部落の末端における事情や実態を見きわめてからにしたい、等の意見が聞かれたのであります。私どもも県及び市当局との懇談において、これら

を総合して考慮いたしました結果、県教育委員会が示唆した学校教育法施行令第九条の規定による措置は、元来少数の区域外通学者に対する特別措置であつて、このような集団的区域外通学はこの規定の趣旨に該当するものではないであらうが、町村合併に伴つて発生した特別の事態であるから、やむを得ない暫定措置として当分の間この方法により、住民の感情の冷静化と事態の安定を待ち、あらためて恒久措置を講ずることが望ましいという結論を得たのであります。

前橋市としては、その間に生ずる教育費の損失等についても寛容な態度を保持する用意があるように見受けられました。要するに、この下大島地区の問題は、暫定的ではありますけれども、一応落着く見通しがついたものと考えて差しつかえないものと思われまふ。

次に、境町平塚地区の児童、生徒の集団越境入学の問題について報告いたします。平塚地区はもと新田郡世良田村の一部でありまして、戸数百八十六戸のうち、その大部分の百三十一戸が現在所属している佐波郡境町から新田郡尾島町へ分町合併を希望しておりましたが、四月八日の入学式当日世良田小学校へ百十七人、世良田中学校へ五十人の児童、生徒をそれぞれ越境入学させたのであります。

これについて、境町、尾島町双方の町長並びに教育から意見を聴取いたしました。その大要を次に申し上げます。

まず、境町について申しますと、平塚地区の尾島町へ合併希望の問題は過去数年にわたつて紛争が続けられており、平塚地区住民の六割が税金滞納等の

非協力的いやがらせによつて境町から追い出されることを望んでいるような一般情勢である。教育問題については、小学校の新校舎を平塚に近い地域に建築することとなつており、学校竣工までの間は、東武バスを利用して平塚地区の児童を通学させる予定であり、中学校も将来二校にしたいと思つているので、尾島町教育委員会ともあらかじめ連絡をとつて四月以降の児童、生徒の就学に関する了承を得たつもりであつたが、尾島町の議員のうちに平塚地区から尾島町の学校へ通学するよう勧誘している者もあつて、このような事態を惹起し、自治体の今後の運営に大きな問題が残されている、というような意見がありました。

尾島町側としては、世良田の小、中学校を組合立にすることや、事務委託等の話も出たが、結局学校の管理権についての意見の一致を見ず、本年四月一日からは世良田小学校と中学校を境町と尾島町の両方へ財産分配を行なつて、それぞれの地区に移築することとなり、すでにその工事が開始されている。教員については、派閥的に見られるおそれもあることゆゑ、この問題については一切触れさせないようにしているし、平塚地区の父兄に対しては、境町の学校に通学すべきであると説得しているが、長い間の紛争の感情が残つていながら、越境入学した児童生徒を直ちに追い出すわけにもいかぬ次第である、ということでありました。なお、平塚地区の父兄代表は、現在移築のため取りこなし中の世良田小学校と中学校の処分について非常に感情が先鋭化しており、境町に合併以来の区長の更迭問題、消防分団役員の罷免問題、農地間

題、旧平塚地区議員の除名問題等も介在し、すみやかな解決は至難であるから、児童、生徒の尾島町通学は許容されるべきであるという口吻でありました。この事態に対する群馬県教育委員会の処理方針をたてましたところ、境、尾島の両町から詳細な実情を聞き、それに基づき統合判断により、適正な措置を講ずべき段階にきていると思量する。居住区域の学校に通学すべき旨の啓発宣伝を行うとともに、教育関係者が父兄を戸別に説得する方法もとるべきである、という意見が述べられました。

以上が私どもの今回の調査内容の概要であります。町村が町村合併によりその組織及び運営を合理的かつ能率的にし、住民の福祉を増進するように規模の適正化をはかる目的をもって実施された町村合併促進法ではありませんが、地方自治体の末端においては種々の困難や紛争が惹起し、その結果は教育問題にまで影響を及ぼし、しかもそのおもむくところはついに児童、生徒の勉学学習に至るの関係を妨つ結果となっております。現状は、まことに遺憾なことでありまして、特にこれらの紛糾が主として町村合併の結果分村措置を受けた地域に最も多く発生している事実にかんがみ、国の関係諸機関が緊密な連絡のもとに、地方自治体へのさら

に適切な指導を行うことにより、円満かつ急速な妥結の道が講ぜられることを切望する次第であります。

なお、今回の調査に当り群馬県下の各市町村代表者及び市町村教育委員会代表者から、目下政府から提案中の義務教育諸学校施設費国庫負担法案のすみやかな成立により、教育施設費の確保を期し得るよう、文教委員会に対して切にお願いするという趣旨の陳情があり、また群馬県教職員組合の代表者から勤務評定実施に対する反対の旨の陳情がありました。

以上、第二班の報告を終ります。なお、この問題につきまして大和委員からちよつとつけ加えることがあるのでありますから、大和委員からの発言をいただきます。

○大和与一君 文教委員会としては、子供たちが安心して学校に通つておるかどうかがということだけを焦点にして調査をして参りました。今の報告は二つありますが、前の方の城南村に関しては、私たちが帰つて、きのう前橋市議会で文教・総務連合委員会を開きました。そこで県教育委員会が一応考えておる……父兄から寄附といひますか、その地に通わしてくれ、こういうことを前橋市の市教育委員会に話をしておさめるといふこともやむを得ないだろう、これは財政負担を伴うのですが、それでよからうというので、大体きのうきめた。そうして残つた問題は、前橋市の教育委員会です。それを決定すれば城南村の村長あるいは城南村の教育委員会とどういふ連絡をして、その措置が手続上なされる、現状においては校長の適切な処置によつて子供たちを安心して通学をさせている、こういう状態でございます。

○委員長(湯山勇君) 御苦労様でした。次に、第三班の御報告をお願いします。

○野本吉吉君 第三班、新潟県の調査報告を申し上げます。

湯山委員長と私のほか生田調査主事が随行いたしました。他の班と同様な

調査事項について調査いたして参りました。

本県におきまして、現在町村合併に伴う問題としては、大別して学校統合にかかると二件、境界変更によるものが五件ありますが、特にこのうち西蒲原郡吉田町の中学校の統合に関する紛争について調査いたして参りました。

なお、他の場所における問題についても陳情がありましたので、あわせて簡単に御報告いたします。

まず、吉田町の統合問題の経過を申し上げます。昭和二十九年十一月に吉田町、米納津村、栗生津村が合併し吉田町となり、当初吉田小学校と中学校を併置、栗生津小学校と中学校を併置し、米納津小学校と中学校は独立校舎で運営されてきたのであります。その後、町教育委員会は昭和三十一年五月に吉田中学校と米納津中学の統合のため、新校舎の新築を決定し、昭和三十一年度事業として十一教室を、昭和三十一年度事業として十一教室の建築工事をそれぞれ年度内に完了しました。

この間に、昭和三十一年六月、会計検査院の実地検査があり、旧吉田中学校の一年四学級だけ収容していた新校舎について、補助金の効率的使用がなされていらない、と指摘されたのであります。米納津中学校の統合は昭和三十一年度工事完了まで延期してほしい旨の釈明書が提出され、また昭和三十一年九月に米納津連絡事務所において、中学校統合についての報告等が地区民に対して町長からなされたのであります。この時期から米納津地区民の統合反対運動が起り、県教育委員会、町当局と、米納津地区民代表との間に陳情や話し合い等が数次にわたつてなされたのであります。

本年三月三十一日付で、米納津中学校の廃校が実施されましたが、地区民は、この校舎で四月一日入学式を行い、教員を雇ひ、授業を始めたので、吉田町教育委員会は校舎の不法占拠として二日の夜、校舎入口の一部を閉鎖すると同時に、地区民との摩擦を避けるため、予防警戒を依頼し、警察官の出動があつたのであります。しかしながら地区民は、警察官の出動を察知し、三日朝、事前に校舎を占拠しました。話し合いをするという了解が一応つきまして、警察官は退去いたしました。その後、両者が会談を行いました。以上が経過の概要でありまして、私どもは県の教育委員会において、これらの経過と現在までの指導について説明を聴取いたしました。その際、町当局からは、正規の手続を行なつて学校の統合を実施しようとしたのであつたが、地区民に対する了解の不十分なこととが原因となり、紛糾を起しているとの説明がありました。県教育委員会では、教育委員長以下関係係官が現地に参り、また地区民の陳情等の際により、満ち解決すべく努力したが、容易に解決を見ず、本日に至つていと申ししております。

次に、吉田町では、町長、町会議長、教育委員長以下関係者と懇談いたしました。その際説明のありましたおもな事項は、第一に、町村合併前に吉田町と米納津村との間に組合立の中学校を作る、学校設置の位置については、吉田町に一任するとの話があり、

ほとんどまとまりがなかったとき、吉田町側に支障があつて取りやめとなつたこと。

第二に、昭和三十年中ごろから米納津中学校屋内体操場の建築についてしばしば町当局に対し要求、陳情があり、中学校統合の場合には、中学校校舎を小学校が使用することを条件とし、将来の問題になることを考慮して、町長、教育委員、米納津地区代表の三者会談を行なつて、小学校屋内体操場を作つたこと。

第三に、昭和三十一年一月に町教育施設の整備を期するため、教育施設研究会を作つた。この会には、旧米納津村出身者は七名いたこと。中学校は一町一校とするに原則的に全員賛成で決定、ただし、栗生津中学校の統合は他との関連で現段階では一町二校としたこと。

第四に、通学の便をはかるため、通学定期バス利用者には町が半額負担を行うこととし、現在バス会社にダイヤの改正を請願中であつて、運行時間の変更になるまで無料バスを運行していること。また、冬期間の寄宿舎を設置すること。などでありました。

また、米納津地区民代表者との懇談には、元吉田町助役、町議会副議長、PTAその他十四名が出席し、次のような説明がありました。

第一に、町村合併前に吉田町と米納津村との間に組合立の中学校を作る話があつたということ。

第二に、町村合併の条件として、イ、中学校の位置及び呼称は従来通りとする。ロ、米納津中学校に屋内運動場を新築すること。を掲げてあります。屋内運動場は当然中学校の屋

内運動場として作られるものであり、地区民は中学校の統合についても知らないで、新設された屋内運動場が小学校の屋内運動場として作られたことは知らなかったというのであります。

第三に、教育施設研究会での中学校一町一校は、理想論としては賛成であったが、当時は吉田中学校の二部授業の解消を避けるという意味で、旧吉田町だけの問題として賛成したし、学校の位置についても、旧吉田町町会議員でさえ、現在の位置を知らなかった。昭和三十三年九月に町長から中学校の統合について初めて聞いた。しかも、その統合は、設備が完備し、統合に支障のない時期に行う予定であるという話であった。

以上が両者の主張であります。この懇談後、県教育委員会の係官の意見も聞きましたところ、本問題の内容の幅渡のため双方の主張に誤解があることが判明したので、われわれとしては、過去の行きがかりを捨てて事態解決のため冷静に話し合ひより、県教育委員会、町村当局その他の関係者に対し強く希望しておきました。次いで、旧米納津中学校に参りました。生徒、母親等から学校の存続についての陳情を受けました。

以上で吉田中学校の統合に関する問題を終ります。

次に、今般の調査の折に受けました陳情について申し上げます。

県教育委員会におきまして、新潟県・市当局、議会、教育委員会、県町村長会、県PTA連絡協議会その他の代表の方々から、当委員会に付託されている義務教育諸学校施設費国庫負担法案が、今国会において成立を期するよ

う何分の努力をされたい、との熱心な要望がありました。

次に、北蒲原郡紫雲寺町の紫雲寺中学校と藤塚中学校の統合にかかる問題であります。藤塚中学校のありました旧松塚村が二分して、紫雲寺、築地の両町村に合併されましたが、その際、合併条件として、藤塚中学校は存置する約束があったはずのところ、町教育委員会、町議会が一方的に廃校を決定した。農村と漁村の違い、通学距離の遠いこと、風紀が悪いこと等の理由で統合に反対し、藤塚部落では教師は有資格者を雇い、この四月の新学期に自主開校をして現在授業を行なっており、町当局は、議会の決定として、校具の引き揚げを行おうとして、地区民と対立している現況であります。陳情の内容としましては、前に述べました反対理由その他があげられました。

また、西蒲原郡分水町の同一地境の三部落が近接の吉田町に合併を希望し、住民投票を行なったところ、三部落は編入にきまり、佐善部落だけが、わずかに数票の差で三分の二を獲得することができず、残留となったが、せめて、通学距離その他の理由により、吉田町の粟生津小、中学校に地域外通学をしたいという運動を起し、現在なお児童、生徒は就学をしておらず、ぜひ地域外通学ができるように解決をしてもらいたい、とのことであります。

以上をもつて、御報告を終わります。

○委員長(湯山勇君) ちよつと速記とめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(湯山勇君) 速記つけて。それでは、質疑のある方は、順次御発言願います。

○松永忠二君 今の御報告に基いて少しあれするんですが、文部省には、統合の基準というか、文部省が出してある、統合する場合においてはこういう点標準であるべきだと、そういうものがあるんですか。そういう点一つ。

○政府委員(小林行雄君) 義務教育学校の統合問題につきましては、これは御承知のように、町村合併または新市町村建設促進というところが国の大きな方針として取り上げられまして、各地でしばしば問題になっておるところでございます。このことにつきまして、いろいろ、地方の実情ばかりでなく、教育的な配慮ということがきわめて大事でございますので、文部省といまして、中央教育審議会に諮問をいたしまして御意見を伺ったのでございまして、その答申によりまして、大体通学距離をいたしましては、小学校においては四キロ程度、これは徒歩での通学距離でございます。小学校においては四キロ程度、中学校においては六キロ程度が適当である、それから学校の規模につきましては、小学校においては、十八学級程度、中学校においては、十二学級程度のものが適当である、というふうな御答申をいただきましたので、それを文部省としても了承いたしました。各府県に通牒を流しておるわけでございます。私どもは、大体において無理のない統合が行われるのはこの程度のものでなからうかと思っております。ただ、地方の実情をいたしまして、たとえば、平地であつて自転車通学ができるとか、あるいは交通も比較的便利であつて四キロないし六キロをこえるというものも相当ございます。ございしますが、私どもは、先ほ

どお答え申し上げましたように、中央教育審議会が答申してくれた線が最も妥当の線ではなからうかというふうに一応考えておる次第であります。

○松永忠二君 そうすると、その統合の基準が明確に地方にはわかつていて、そうして統合に伴う補助の申請に当つては、そういうふうな点は十分検討されて地方から出され、また、文部省でも補助金を与える場合にはそういう点が検討されているのですか。今御報告を聞くと、だいたいそういう点が違つて、いろいろ点が非常に多いので、そういう点がどういふふうになつていくのか。一応ただ四キロ六キロ、十八学級十二学級というところだけであるのか、それとももう少しやはり統合の補助申請に当つてはこういう点に留意をされたいというふうなものか、それからまた、申請に当つてはそういう点が十分に判明できるような措置が講ぜられていくのかどうか、その点はどうか。

○政府委員(小林行雄君) 学校統合の建築費に対する補助金の関係でございますが、これは御承知のように、一昨年から国の補助金が出たわけでございます。この補助金を得る資格をいたしまして、私どもは、一応とにかく地元を優先的にとる、それからまた、大体町村合併に伴う学校統合というものを優先的にとる、という二つの方針で従来やつてきておりました。もちろん通学距離等も一つの条件にはいたしておりましたけれども、その点特に文部省の方で審査の非常に大きな要素としたわけでは実はございませんので、その点からただいま御報告のありましたよ

うないろいろなケースが出たものと思ひます。文部省としても、こうした事情が各地に起つて参りますので、三十三年度以降は、そういう通学距離の点、あるいはその他の児童に及ぼす教育上の影響という点を特に取り上げて、嚴重に今後は審査をして参りたい、というふうな考えをしております。

○松永忠二君 もう一つ、統合の文部省が考えている予定校というのは、今のお話では調査ができておるんですか、それとも大体どの程度に統合されていくというふうな見通しを持っておられるのですか。

○政府委員(小林行雄君) これは、私どもが昨年の五月一日現在で調べたものでございまして、大体小学校では、町村合併に伴うものが、これは現在統合前の数を申し上げますが、三百七十七校程度、それからその他のものが二百六十一校、合せて六百三十一校程度のものがすでに市町村の議決を経ておるものでございます。それから中学校につきましては、町村合併に伴うものが千十二校、それからその他のものが三百三十一校、こういうふうな数字になつております。この小学校の三百七十校が合併後には二百四校になり、それから町村合併以外のもの二百六十一校が合併後には百四十校程度になる、こういうふうな数字を持つております。従ひまして、小学校、中学校、義務制全体合算すると、町村合併に伴うものが千三百八十二校のものが六百八十七校程度になり、それからその他のものが五百九十二校のものが二百九十七校程度になる、こういうふうな一応の調査の数字になつております。

○松永忠二君 法案の方を、二お聞きをしたいと思います。第三の「公立の中学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費」というのは「二分の一」というふうに出てくるのですが、これは相当今後基本になる法案だと考えてみると、小学校の屋内運動場に対しては政令で限度が定められているので、やはり小学校についても入れておく方が妥当ではないかという気持を持つのですが、どういうふうな理由から小学校については除外をしたのでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) 小学校、中学校とも義務制でございますので、中学校だけに国の補助金を与えて、小学校の屋内運動場の整備に補助金を与えないのは、たゞいまお尋ねでございます。たゞいまアンバランスであると思えます。ただ、御承知のように、中学校の屋内運動場は新しい教育制度が発足いたしましたので、それに伴って中学校の校舎と同時に屋内運動場というものが起つて参りました。中学校の校舎整備の一環として、中学校の屋内運動場というものを取り上げたわけでございます。小学校は新学制以前から、旧学制の時代から屋内運動場をある程度持つておったという関係で、従来も中学校にだけ国の補助金がついておったというふうな状況でございます。現在の小学校の屋内運動場を持つておる状況を申し上げますと、大体小学校は半分以上、五二%が屋内運動場を持つておる。中学校は三六%、三六%の学校が持つておるにすぎない、こういう状況でございます。理論的には確かにお尋ねのようになりますかと思ひますが、ただいま申しましたような義務年限の延長によって特別に中学校が必要

限の延長によって特別に中学校が必要になったということ、またこれは小学校の教科、中学校の教科を比較いたしました場合に、中学校の教科の方が、体育の場合におきまして、より屋内運動場が必要であらうということ、これが考えられますので、一応現状ではかようにいたしておりますが、将来できれば、私どももいたしたいと思ひますが、小学校の屋内運動場の整備に国の負担金を出るようにはいたしたいというふうに出ております。なお、小学校の屋内運動場につきましては、御承知のように、戦災復興、あるいは災害復興の場合に、戦災復興、危険校舎の改築をする場合には、これは従来小学校で屋内運動場を持つておった場合に、危険校舎の改築の負担金の対象になり、また僻地の場合には、小学校の僻地の集会所、これは屋内運動場兼大教室になるようなものでございしますが、そういうようなものは小学校の場合でも現在対象にいたすことにいたしております。

○松永忠二君 まあ、相当これから基本になる法律であるので、まあ、初めに政令というふうなところではっきり限度がきめてあるのは中へ入れておいていただければ財政の非常に困難な地方もあるわけで、やはり非常によかつたという感じを持つておるわけでありまして、こういう点については、今後とも考えていくとかいうことも必要だと思ひますが、これと似たようなもので従前特殊学級について千八十万という施設整備費というものが出ておるわけでありまして、今度の法律によると、これは第三条の四という中に盲学校、ろう学校の問題が出ておるのでありますが、基準定数の定数の方でも特

殊学級について定数が出ておるので、やはり従前やつていた特殊学級の施設整備費、現に出しているものについて、これに入れておく方がいいのではないか、入れておかないと、まあ、今後これを増加していくとか、あるいは明確にしていこうという事は非常に困難になるのじゃないかと思ひます。が、こういう点はどういうふうにお考えになっておるか。

○政府委員(小林行雄君) お答え申し上げます。予算的には従来盲、ろう学校の経費の中から一部を回して特殊学級関係に充てておったのであります。が、本年度からは新しい項目として特殊学級のものを特に、小さい柱でございしますが、立てたというふうなことで、その点は予算的には、金額は不十分でございますが、前進していると思ひます。

なお、なぜこの新法案に入れないかというお尋ねかと思ひますが、これは御承知のように、この新法案は義務教育関係の施設だけを特に取り上げて対象にいたしておきまして、御承知のように、特殊教育の関係は盲ろうを除いて現在まだ義務制になっておりませんので、残念ながらこれに入れることができなかったわけでございます。

○松永忠二君 そうすると、この法律ができてから従前の措置は引き続いて行われていくものか、そういうふうな判断していいのですか。

○政府委員(小林行雄君) 予算が取れておりますので、従来通り、法の規定はございませぬけれども、予算補助をして参るつもりでございます。

○高田なほ子君 ちょっと二点ばかり聞きたいのですが、学校統合問題で私

は通学区の問題で、小学校は先に四キロ、中学校は六キロ、審議会の答申がなされておる。まあ、答申は答申としていいと思ひますが、小学校がかりに六キロ通学しなければ通学できないというふうな場合は、実際上千代田村のすいぶん山道のひどいところで、とても小学校の一年生の子供がこの山道を雨の日も風の日もどういふふうにして行くのかということについて非常に心を痛めてきたわけですが、もし通学、はなはだしく登校が困難であると云うような場合に、何らかの方法を講じられるような用意があるものか、これが一つです。

それから同時に、中学校の場合の六キロは、これは六キロをオーバーしてるところがすいぶんあると思ひますが、なるほど中学生は自転車に乗るからいいという考え方も一部あるようですが、さて自転車がない子供もまたかなりあるように思ひます。こういう場合にどんなふうな方法がとられるものか、とつた方がいいのか、文部省としてどういふ措置をこれにしているかという点なんです。

それから二点は、先ほどどなたでしたか、三浦委員の報告の中にもあつたように、暫定的に通学区を越境入学させなければならぬというふうなところがあるわけですね。茨城県の千代田村も、やはり統合した学校よりは隣の石岡の中学校に行つた方がはるかに近いというふうなところから、石岡中学校に通う子供があるようです。その場合に確かに越境入学というのは法的にむづかしいことではあるかと思ひますが、さつき申し上げましたような、通学区等との関連で無理な

統合がされた場合に、暫定的にこういうことは認めていくというふうな方法も考えなくちゃならないのじゃないかというふうには思ひますが、これについてどんなふうな御指導がされるのですか。

それからもう一つは、スクール・バスの負担について高森市の場合には市が負担しているわけでありまして、この負担もなかなか容易ならざる負担であらうと思ひますが、将来国としてスクール・バスの負担等については何か研究なされておるのですか。同時に、スクール・バスを使う場合に、先ほど申し上げた統合による部落根性からおれの部落の方には通すことができないから、スクール・バスを自分の部落の方に入れないでくれという、子供の便利とか、通学に大へん都合がいいなどというものは全然考えないで、おれの部落は通さないでくれというふうな、そんなひどいやり方等についても当然これは指導されなくちゃならないのじゃないかと思ひますが、こういう苦情処理機関や、御指導の方針などいろいろその場、その場で違ふかも知れませんが、どんなふうな、これら統合から起つた諸問題について解決していこうとされるか、いろいろお聞かせ願つておけば、大へん仕合せだと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 最初の通学区の問題でございますが、小学校は先ほどお答え申し上げましたように、徒歩通学で四キロ、中学校は六キロ程度まではよからうという事で、これを私ども一応の目安にしております。ただ、小学校の四キロが距離が長くなつて六キロになります場合と、中学校が

六キロが八キロになる場合とでは、やや私は困難度が違うのではないか、小学校の方は中学校の方に比べて通学能力と申しますか、それは低いわけではございませんので、小学校の方はあまり無理な統合はしない方がいいのではないかと。子供の教育上から、そういうふうに考えているわけではございません。中学校の方は体力的にも通学能力がかなりございますので、場合によっては、六キロが八キロになるというようなことがありまして、それはあながち直ちに無理になるというふうに考えないわけではございません。小学校の特に低学年の場合は、できるだけ現在出ております一応基準の四キロというものを守るようにはしてもらいたいと思います。

なお二番目に、学校の統合が無理なために、場合によっては暫定的によその町村の学校に行く、越境して入学するというお話もございます。先ほどの御報告にもございましたが、やはり私もといたしましては、区域内の通学が原則であり、これが一番いいと思っております。できるだけ私どもといたしましては、そういった暫定的にしろ越境入学というようなことが起らないような統合を進めていきたい。また、国が補助金を出す学校統合については、そういった事態の起らないよう、今後特に嚴重に補助金の審査を行なっていきたいと思つてゐる次第でございます。

なお、スクール・バス等交通費の負担の問題でございますが、これは確かに起ると思つてゐます。ただこの点につきましては、自治庁ともいろいろ話し合ひまして、自治庁も将来できるだけ交付税の算定の基礎に入れたいというお

話もございまして、そういうしたこと、できるだけ早く実現するように持つていきたい。またお話の中にございました自分の部落にスクール・バスを入れないでくれというような部落的の一つの考え、それが子供の通学に非常に不便であるというようなことであるならば、当然これは子供の立場に立つて、バスの路線等も考へべきものと思つております。

また、苦情処理機関についてお尋ねでございますが、これについて直接たゞいましてはおりませぬけれども、できるだけ住民の方の御希望なり、御意見がこの学校統合をする場合には、反映するように私ども指導して参りたいと思つております。

○高田なほ子君 委員長、ちよつと速記をとめて話したいと思つてゐます。

○委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(湯山勇君) 速記をつけて。残余の質問は、次回に譲ることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十一分散会

四月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、産業教育振興法の一部を改正する法律案(竹中勝男君外二名発議)

産業教育振興法の一部を改正する法律案

産業教育振興法の一部を改正する法律

産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「全部又は一部」を「二分の一」に改め、同部分に次のように加える。

この項の規定による負担金を受けて整備された施設又は設備が、その後効用を失ひ、又は減じたことにより当該基準に達していないものとなつた場合において、再びこれを当該基準にまで高めようとするときも、また、同様とする。

第十九条第一項後段中「第十五条及び」を「第十五条第一項中「二分の一」とあるのは「全部又は一部」と、同条及び」に、「第十七条」を「第十五条第一項及び第十七条」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の産業教育振興法の規定は、昭和三十三年度から適用する。